

新規上場申請のための有価証券報告書

(I の部)

ウリドキ株式会社

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）

【提出先】 株式会社名古屋証券取引所
代表取締役社長 竹田 正樹 殿

【提出日】 2025年 9 月 2 日

【会社名】 ウリドキ株式会社

【英訳名】 uridoki Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 木暮 康雄

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿一丁目 6 番 3 号

【電話番号】 050-3181-6247

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 経営管理本部長 三輪 衛

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿一丁目 6 番 3 号

【電話番号】 050-3181-6247

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 経営管理本部長 三輪 衛

目 次

	頁
第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【沿革】	3
3 【事業の内容】	4
4 【関係会社の状況】	6
5 【従業員の状況】	6
第2 【事業の状況】	7
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	7
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】	9
3 【事業等のリスク】	12
4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	18
5 【経営上の重要な契約等】	22
6 【研究開発活動】	22
第3 【設備の状況】	23
1 【設備投資等の概要】	23
2 【主要な設備の状況】	23
3 【設備の新設、除却等の計画】	23
第4 【提出会社の状況】	24
1 【株式等の状況】	24
2 【自己株式の取得等の状況】	43
3 【配当政策】	44
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	45
第5 【経理の状況】	57
1 【財務諸表等】	58
第6 【提出会社の株式事務の概要】	106
第7 【提出会社の参考情報】	107
1 【提出会社の親会社等の情報】	107
2 【その他の参考情報】	107
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	108

	頁
第三部 【特別情報】	109
第1 【連動子会社の最近の財務諸表】	109
第四部 【株式公開情報】	110
第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	110
第2 【第三者割当等の概況】	112
1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】	112
2 【取得者の概況】	114
3 【取得者の株式等の移動状況】	115
第3 【株主の状況】	116
監査報告書	巻末

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第 6 期	第 7 期	第 8 期	第 9 期	第10期
決算年月	2020年11月	2021年11月	2022年11月	2023年11月	2024年11月
営業収益 (千円)	99,915	100,677	178,786	333,842	598,639
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△106,705	△32,678	△20,333	39,098	50,062
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△109,232	△32,858	△20,513	46,187	64,731
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	189,565	50,000	50,000	50,000	61,000
発行済株式総数 普通株式 (株)	202,454 167,611	202,454 167,611	202,454 167,611	202,454 167,611	206,077 171,234
A種優先株式	34,843	34,843	34,843	34,843	34,843
純資産額 (千円)	24,116	△8,741	△7,243	38,943	103,674
総資産額 (千円)	134,859	99,228	131,475	180,225	289,595
1株当たり純資産額 (円)	△1,020.34	△1,216.38	△1,338.77	△106.32	△53.42
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△539.54	△162.30	△101.32	22.81	31.71
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	17.9	△8.8	△22.3	9.4	35.8
自己資本利益率 (%)	—	—	—	△747.6	107.4
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	19,265	43,741
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△2,315	△165
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△6,684	△6,230
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	—	115,267	152,612
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	18 〔—〕	11 〔—〕	12 〔—〕	11 〔—〕	19 〔—〕

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移は記載しておりません。
2. 第6期から第8期については、主に新型コロナウイルス感染症によって、当社の主たる顧客である店舗営業を行っているリユース業者の多くが深刻な影響を受け、結果として当社も多くの取引先との契約が解除となったことにより経常損失及び当期純損失を計上しております。なお、第8期については、新型コロナウイルス感染症の影響が弱まってきたことにより、営業収益が増加し経常損失及び当期純損失の金額は第6期、第7期に比べて縮小しております。
3. 持分法を適用した場合の投資利益は、当社は関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
5. 当社株式は非上場であるため株価収益率を記載しておりません。
6. 主要な経営指標等の推移のうち、第6期、第7期及び第8期は、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査を受けておりません。
7. 第9期及び第10期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、株式会社名古屋証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、ESネクスト有限責任監査法人により監査を受けております。
8. 第6期から第8期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
9. 第6期から第10期の1株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額及び新株予約権の帳簿価額を純資産の部の合計額から控除して算定しています。
10. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
11. 第6期から第8期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに関する各項目については記載しておりません。
12. 2025年6月26日付でA種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価としてA種優先株主にA種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式について、2025年6月11日開催の取締役会決議により、2025年6月26日付で会社法第178条の規定に基づき、すべて消却しております。
13. 2025年7月15日付で株式1株につき10株の分割を行っており、第9期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
14. 2025年7月15日付で株式1株につき10株の分割を行っております。そこで、株式会社名古屋証券取引所の引受担当者宛通知「『上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成20年4月4日付名証自規G第8号及び平成24年10月1日付同取扱い）に基づき、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、第6期、第7期及び第8期の数値は、ESネクスト有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2020年11月	2021年11月	2022年11月	2023年11月	2024年11月
1株当たり純資産額 (円)	△102.03	△121.64	△133.88	△106.32	△53.42
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△53.95	△16.23	△10.13	22.81	31.71
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—

2 【沿革】

年月	概要
2013年12月	当社の創業者である木暮康雄が買取比較サイト「ウリドキ」の前身となるサイトの運営を個人で開始
2014年12月	インターネット上での買取プラットフォームの開発・運営を目的として、資本金1,000千円で東京都品川区上大崎に㈱ウリドキネットを設立
2015年9月	リユースに特化したコンテンツを配信するWEBメディア「ウリドキプラス」の運営を開始
2016年1月	本社オフィスを東京都品川区東五反田へ移転
2016年8月	買取比較サイト「ウリドキ」をリニューアルし、モール型買取プラットフォーム「ウリドキ」を開始
2019年3月	モール型買取プラットフォーム「ウリドキ」をリニューアルし、買取マッチングサービス「ウリドキ」を開始
2019年3月	本社オフィスを東京都渋谷区道玄坂へ移転
2019年12月	社名を「㈱ウリドキネット」から「ウリドキ㈱」に変更
2020年11月	本社オフィスを東京都港区港南へ移転
2022年3月	岩手県紫波町及び㈱エルテスと包括連携協定を締結
2022年5月	石川県小松市と循環型社会に向けたリユース推進に関する協定を締結
2022年6月	岩手県矢巾町と㈱エルテスが交わす包括連携協定のもと、リユース事業実施にあたり双方と連携
2022年9月	本社オフィスを東京都千代田区神田三崎町へ移転
2022年11月	東急不動産「BRANZ WEB（オーナーサイト）」、東急コミュニティー「Life Time Portal」と入居者のリユース支援の取り組みを開始
2023年10月	東急住宅リース「かなえていくLIBR（入居者専用サイト）」と入居者のリユース支援の取り組みを開始
2023年12月	本社オフィスを東京都新宿区新宿へ移転
2024年12月	プライバシーマーク（Pマーク）を取得
2025年4月	神奈川県座間市と循環型社会に向けたリユース推進に関する協定を締結
2025年7月	東京都あきる野市とリユース推進に向けた連携協定を締結

3 【事業の内容】

当社はリユース市場において誰もが損をせず、効率的に、安心して取引が行える世界を作ることを目指しており、“モノを売りたい人”と“プロの査定士”を繋ぐプラットフォーム事業を運営しております。その中でCtoBマッチングサービスである「ウリドキ」の運営、及び、買取のコツや話題の商品の買取価格、各ショップのキャンペーンなど、リユース商品の買取に役立つリユースに特化した「ウリドキプラス」というWEBメディアサービスを展開しております。

WEBメディア「ウリドキプラス」にて各種リユース関連情報及びリユース業者の情報を発信することで、マッチングサービス「ウリドキ」への足がかりとなり、市場の売却ニーズと買取ニーズのマッチングを誘致しております。

更に言えば、マッチングサービス「ウリドキ」の取引データや口コミは、WEBメディア「ウリドキプラス」において市場のニーズに沿ったコンテンツの提供を可能とし、WEBメディア「ウリドキプラス」への流入量（トラフィック）の成長につながっております。そして、その流入量（トラフィック）の成長に伴い、マッチングサービス「ウリドキ」への流通額も比例して成長するという相乗効果を生んでおります。

なお、当社は、(1)CtoBマッチングサービス及び(2)メディアサービスを提供するプラットフォーム事業の単一セグメントであり、セグメント情報を記載していないため、以下はサービス内容別に記載しております。

(1) CtoBマッチングサービス

CtoBマッチングサービスでは、買取マッチングサイト「ウリドキ」を運営しております。「ウリドキ」では、モノを売りたい人が自由にサイト上で査定依頼を行うことができ、リユース業者は買取希望商品を選択し、サイト上で査定を行い、買取の機会を提供しているマッチングサービスであります。

「ウリドキ」では様々なカテゴリの商品を取り扱っており（表1）、モノを売りたい人の多様な売却ニーズに応えることが可能です。中でも時計、ブランドバッグ、金・ジュエリー、お酒などの鑑定が必要な高単価商材を得意とするリユース業者と多く提携していることを強みとしております。

CtoBマッチングサービスにおいては、査定依頼数に査定依頼単価を乗じた金額が当社の営業収益となります。査定依頼数とは、検索経由の査定依頼数に広告経由の査定依頼数を加えた数になります。

（表1）「ウリドキ」で取り扱っているカテゴリ

ブランドバッグ	高級時計	ブランド財布・小物
金・ジュエリー	お酒	喫煙具
携帯・スマホ	カメラ・レンズ	PC・タブレット
オーディオ・スピーカー	家電	ゲーム・古本・CD・DVD
ホビー・おもちゃ	古着・ファッション	着物・美術品・骨董品
ピアノ・楽器・PA機材	家具・寝具・食器	チケット・切手・金券
コスメ・美容・健康器具	カー用品・バイク用品・自転車	スポーツ・アウトドア用品
電動工具・農機具・業務用機械	ベビー・医療・介護用品	

「ウリドキ」の買取マッチングは以下の流れで取引が進んでいきます。

- 売りたい人が査定依頼品の必要な情報を入力し、売りたいモノの査定を依頼する
- リユース業者は査定を行い、売りたい人へ査定金額を提示する
- 売りたい人は複数※のリユース業者から届く査定金額を比較し、納得のいくリユース業者を選ぶ
- マッチング後、売りたい人は買取方法（宅配買取、店頭買取、出張買取）を選択し、リユース業者へ品物を渡す（品物は当社を経由しない）
- リユース業者は受け取った品物を確認し、最終査定価格を提示する
- 売りたい人は最終査定結果を確認し、承認すると買取成立となる
- リユース業者より売却人に買取金が振込等で直接支払われる（買取金は当社を経由しない）

※ 査定数の上限の定めはありません。また、結果的に査定が見つからない又は査定が一つの場合もあります。

(2) メディアサービス

メディアサービスでは、リユース記事特化WEBメディア「ウリドキプラス」の運営と「問合せ獲得サービス」の提供を行っております。

① 「ウリドキプラス」

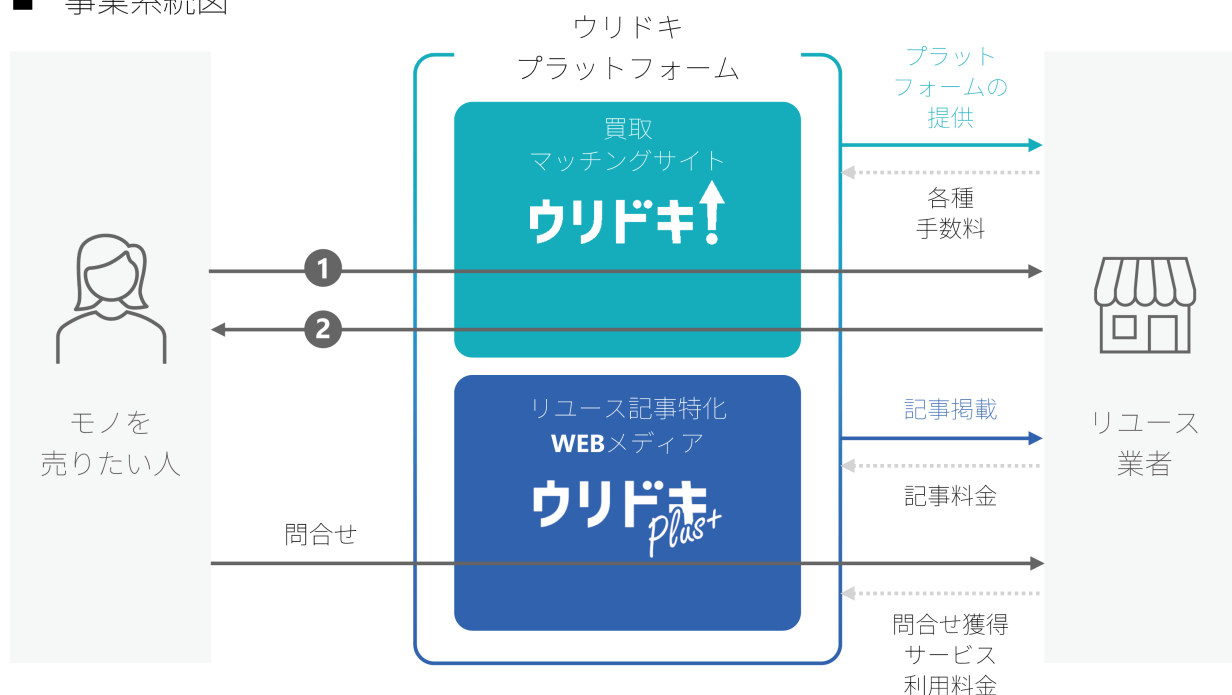
「ウリドキプラス」の運営では、リユースに関連した様々な記事を配信しております。ウリドキプラスに掲載される記事は、買取マッチングサイト「ウリドキ」で取り扱う全商材を網羅しており、買取のコツや話題の商品の買取価格、各リユース業者のキャンペーン等、お得な買取情報を配信することで、売却ニーズの高い潜在顧客の「ウリドキ」への流入を可能にしております。各記事ページ内には、買取マッチングサービス「ウリドキ」につながるリンクを複数設けており、モノを売りたい人の売却意識が高まったタイミングでスムーズに「ウリドキ」での査定依頼に移行できるように工夫しております。また、各記事内にて、リユース業者の企業情報を掲載するサービスを用意しており、各リユース業者の自社のウェブサイトへのアクセスや電話等の問合せ増加、店舗への直接来店を促すことが可能です。リユース業者の情報を当社作成の記事の中で掲載することによって、リユース業者から当社に対する支払いが発生するという掲載型収益モデルとなっております。掲載型では、既存の契約金額に新規掲載金額を加え、そこから解約金額を引いた金額が当社の営業収益となります。

② 「問合せ獲得サービス」

「問合せ獲得サービス」では、当社の広告や「ウリドキプラス」の記事を通じてモノを売りたい人からリユース業者への問合せの導線を提供しております。

本サービスは、成果報酬型の課金となり、当社の用意した導線を通してモノを売りたい人がリユース業者へ問い合わせを行った場合にリユース業者から当社に対する支払いが発生するという問合せ獲得型収益モデルとなっております。問合せ獲得型では、問合せ数（検索経由の問合せ数+広告経由の問合せ数）に1問合せ単価を乗じた金額が当社の営業収益となります。

■ 事業系統図



- ① モノを売りたい人が当社システムを介して各業者にリユース品の査定依頼を行う。
- ② モノを買いたいリユース業者が当社システムを介して査定を通じてコミュニケーションを行う。

※ 実際のモノの売買は当社システムを介さずに行われます。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2025年8月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
16	32.6	1.6	5,106

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者はありません。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載は省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、『世界を変えるC2Bプラットフォームをつくる。』というミッションのもと、「買取」というCtoBの領域にイノベーションを起こしてまいります。

また、査定のプロである専門家が力を発揮できる売却インフラを構築し、「モノを売りたい人々には安心を。プロからは信頼を」を実現することで誰でも安心して取引ができる世の中を構築することを目指しております。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

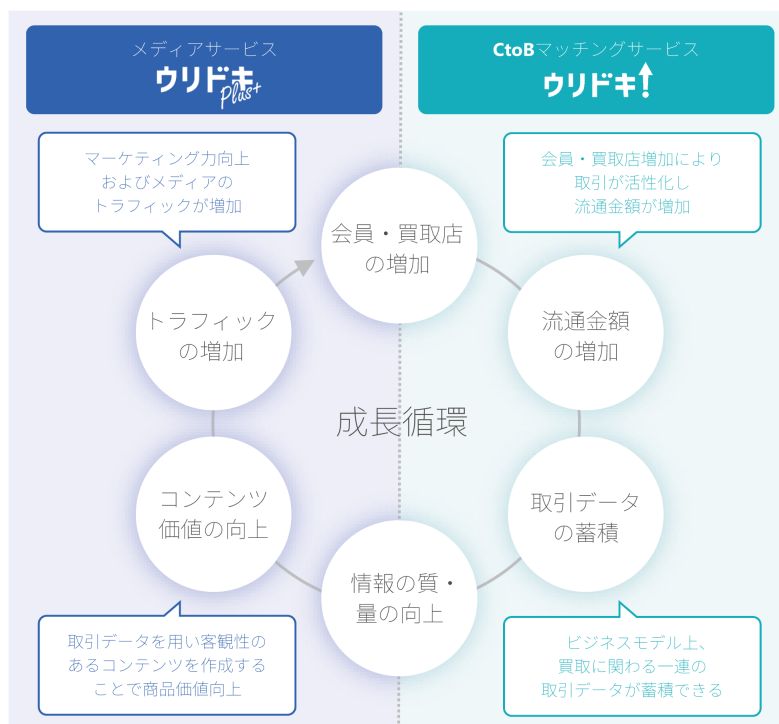
当社が経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標は、営業収益、営業利益及び営業利益率であります。それぞれ、当社の収益性及び成長性を測るうえで重要な指標であると認識しており、各指標を継続的に拡大させることを目指しております。

(3) 経営環境及び中長期的な会社の経営戦略

当社の属するリユース業界については、フリマアプリやインターネットオークションなどの普及に伴い、消費者にとってリユース品を売買しやすい環境が広がっております。

このような環境の中、CtoBの買取プラットフォームサービス「ウリドキ」の更なる事業投資によるプロダクトの改善を重ね、クライアントニーズに適応していくことで契約獲得を積極的に図り、売上成長を続けていくことを見込んでおります。

プラットフォーム循環シナジー



(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

① 各種サービスの改良

当社の認知度、サービスの評価、収益性を向上させるべく、主力商材の拡大とプロダクト改善によるシェアの獲得を進めることは重要な課題だと考えております。そのため、主力商材（時計、バッグ、金・ジュエリー、お酒）を中心に、強力な買取店の新規加盟店獲得の推進や、サイト速度・ユーザー画面等の改善見直しを常に行っております。

② 優秀な人材の確保・育成

当社は、今後さらなる事業拡大を実現していく上で、優秀な人材の確保・育成が必要不可欠であると認識しております。そのため、当社は優秀な人材を惹きつける事業戦略を展開し、中途採用の積極的展開、既存社員の育成に注力していくとともに、人材が中長期的に活躍できるような事業環境を整えてまいります。また、事業状況に合わせ、年齢や国籍等に制限なく、高いスキルや潜在的な能力を持つ人材を積極的に登用してまいります。

③ 情報システムセキュリティの更なる整備

当社は、顧客との取引に際し、個人情報等の取り扱いに注意する必要があります。そのため、情報の取り扱いに関する社内規程の整備・適切な運用、役職員の情報リテラシーの向上、情報の取り扱いに関する監査等を通じ、情報システムセキュリティの強化に取り組んでまいります。

④ 内部管理体制の強化

当社は成長段階にあり、業務運営の効率化やコンプライアンス・レピュテーションリスクに対する徹底した管理のために内部管理体制の強化が重要であると認識しております。このため、事業規模や成長ステージに合わせバックオフィス機能を拡充していくとともに、内部管理体制強化に取り組んでまいります。具体的には、事業運営上のリスク管理や定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、社外役員の登用・監査役監査の実施によるコーポレート・ガバナンス機能の充実等を行っていく方針であります。

⑤ 事業資金の確保

当社は、事業拡大のためにシステム開発及び広告宣伝への投資を行っております。これらの先行投資に必要な資金の調達を行うため、また、急激な資金需要や不測の事態に備えるため、第三者割当増資及び銀行からの借入等の活用などにより事業資金の確保に取り組んでおります。今後も資金調達をはじめ、財務基盤の強化及び安定的に事業資金を確保するための施策を講じてまいります。

⑥ 新規大手顧客の開拓

当社においては、売上高（営業収益）全体の58.1%（2024年11月期）が2社の大手顧客からとなっておりますが、今後の更なる成長のためには同規模の大手顧客を獲得する必要があると考えております。また、特定の顧客への依存度を縮小することが、信用リスクを分散することにもつながると考えております。

そのため、既存の大手顧客との取引継続に努めるとともに、新規大手顧客の開拓にも積極的に取り組んでまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社は、デジタルを活用しリユースを促進する事業を通じて、ごみ関連の課題解決、CO2削減や資源保全といったSDG sに貢献することができると考えております。

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組みの詳細は、次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社は現在成長途上の会社であり、適切なガバナンスを整備することで、株主・役職員・取引先などのステークホルダーや社会に対して経営の透明性を担保しながら事業規模の拡大を行うことが重要であると考えております。

その実現のために、当社は「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載のとおり、取締役会、監査役及び監査役会、内部監査及びリスクコンプライアンス委員会を適切に整備・運用するとともに、監査法人と適切なコミュニケーションを図っております。

(2) 戦略

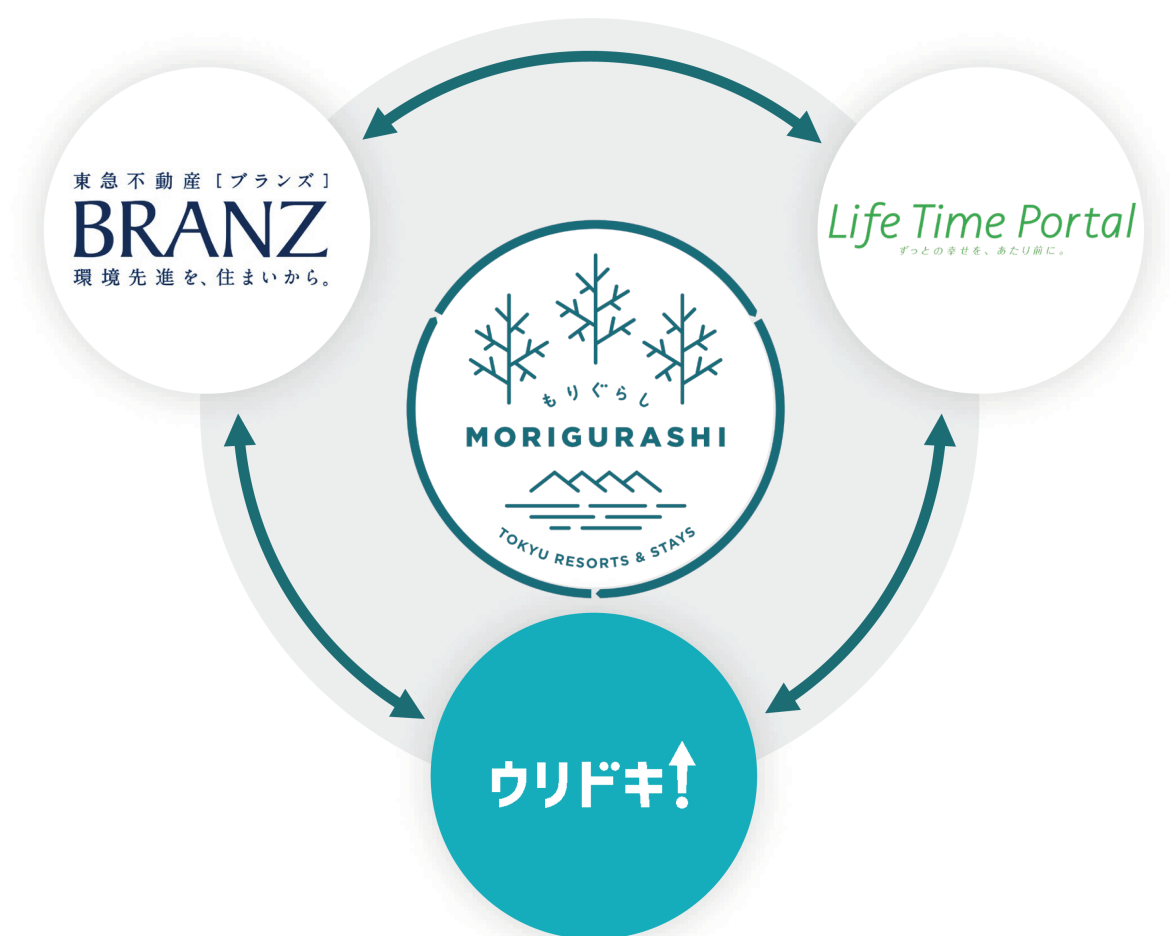
当社の事業活動は、主に3つのSDG sに関する取組みに関連すると考えられます。

- ・12 つくる責任つかう責任
- ・11 住み続けられるまちづくりを
- ・17 パートナリシップで目標を達成しよう

持続可能な地域を創出するため、地方自治体との包括連携協定を締結し、当社のサービスを活用した不用品の買取を促すことで、不用品を再度社会へ循環させ、経済循環とごみの排出削減を目指しております。そのほか、東急不動産ホールディングスグループとの連携により、マンション入居者向け専用プラットフォーム内で当社サービスを紹介・利用促進することで、引越し時に出るごみ削減の推進及び売上の寄付による森林保全も推進しております（図1）。

このような戦略による取組みの結果として、日本中小企業大賞2023 SDGs賞の最優秀賞を受賞いたしました。SDGsとビジネスのバランスが取れていること、また当社だけでなく、より多くの人々がSDGs活動に取り組めるような社会貢献を行なっている点を評価いただきましたが、今後とも、より一層社会へ貢献していけるよう事業を推進してまいります。

(図1) 東急不動産ホールディングスグループとの取り組み



また、当社は、サステナビリティを重視するためには適切な人材教育や、役職員が安心して働ける環境を整備することが重要と考えております。

採用に関しては、年齢・性別・国籍等の属性にかかわらず、様々なバックグラウンドと専門知識・技能を持った多様性のある人材の登用が必要と考えております。中途採用によって即戦力となる経験豊富な人員を多く確保していくことで、人員数を増やしていく予定です。

育成に関しては、自社で行う個人情報保護研修等を実施しているほか、外部研修への参加機会の提供や実際の業務を通じて行われる実地型研修（OJT）等、各人の成長につなげる機会を整備しております。

社内環境整備に関しては、フレックスタイム制の採用やリモートワーク体制の確保など、従業員が柔軟に働ける環境作りを行っております。

(3) リスク管理

当社は、当社をとりまくリスクに対応するため、リスクマネジメント規程に基づき、リスクコンプライアンス委員会を設置し、全社的にリスクを管理する体制・枠組みを構築しております。当社が認識する事業等のリスクについては、「3 事業等のリスク」を参照ください。また、リスク管理の体制・枠組みに関しては「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」を参照ください。

(4) 指標及び目標

当社は、上記「(2) 戦略」で述べたとおり、人的資本を重要視して投資を行うこととしておりますが組織が拡大中であり、一定の指標を設けて定点観測することが困難であるため、現時点では定量的な指標や、目標設定はしておりません。今後、成長を続ける中で適切な指標や目標の設定について検討を進めていく予定です。

3 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 事業について

① 競争環境について

(顕在化の可能性 中、影響度 大、発生時期 特定時期なし)

当社が属するリユース業界は、そのニーズの高まりから昨今、フリマアプリの台頭等が見受けられるなど新規参入が目立ってきております。また、インターネットオークションやECのリサイクルショップも存在しており、中古品市場の競争環境は厳しさを増しております。当社は、プラットフォーム事業という独自のビジネスモデルを展開しており、Webマーケティング、IT、オペレーションという特徴を生かしながら強固な参入障壁の構築に努めておりますが、競合事業者によるサービス改善、新しいビジネスモデルの登場、競合事業者の一層の増加、強い影響力を持つ大手企業の参入等により、当社のサービスが競争力を失った場合等には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 大手取引先への依存について

(顕在化の可能性 小、影響度 大、発生時期 特定時期なし)

当社は、少数の大手取引先への依存度が比較的高い状態にあり、2024年11月期においては大手2社の営業収益合計が、営業収益全体の58.1%を占めております。新規得意先の開拓等により、特定の取引先に依存しない収益体制を構築するよう努めておりますが、何らかの理由により大手取引先との関係に変化が生じた場合や、大手取引先の業績が悪化した場合、当社との取引規模が減少することによって当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 特定事業への依存について

(顕在化の可能性 中、影響度 大、発生時期 特定時期なし)

当社は、プラットフォーム事業の単一セグメントであり、CtoBマッチングサービスの買取マッチングサイト「ウリドキ」とメディアサービスの「ウリドキプラス」に営業収益の多くを依存しております。今後、新たな技術革新、社会情勢の変化、法的規制の導入や予期せぬ事象の発生等により、サービスの競争力の低下による獲得店舗数の減少や、サービス運営が困難となった場合には、当社の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 検索エンジンからの集客について

(顕在化の可能性 中、影響度 中、発生時期 特定時期なし)

当社は、GoogleやYahoo! JAPAN等の検索サイトからの集客が重要であります。検索サイトにおける検索アルゴリズムの大幅な変更が行われ、これまでの検索エンジン最適化対策が有効に機能しなかった場合、当社の広告の表示回数の減少や当社サービスサイトの表示回数の減少等によって、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。当リスクについては、検索アルゴリズム変更に関する情報の取得、検索キーワードにおける順位変動のモニタリング、サイトのアクセス解析、検索結果の上位サイト分析をもとに検索アルゴリズムの変更に応じたSEO対策を継続することにより、リスクの低減に向けた対応を行っております。

⑤ 情報価値の低下について

(顕在化の可能性 中、影響度 中、発生時期 特定時期なし)

当社が提供するメディアサービス「ウリドキプラス」においては、編集記者によって執筆・編集された専門性の高い記事を、ウェブサイトに掲載することで情報を提供しており、専門性の高い記事を生産できる人材の確保と育成、仕組み・ノウハウの共有化を通して、コンテンツ品質の維持・向上を図っております。しかしながら、昨今ではソーシャルメディアの普及による企業や個人の情報発信力が高まっており、その結果として当社の運営するメディアの情報価値が相対的に低下した場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ サイト機能について

(顕在化の可能性 中、影響度 中、発生時期 特定時期なし)

インターネット業界においては、急速な技術変化と水準向上が進んでおり、これにあわせるようにユーザーのニーズも著しく変化しております。現在、当社ではこれらに対応すべく、サイト機能のサービス拡充に努めております。しかしながら、今後、一定のスキルを有した技術者の確保が想定どおりに進まない、もしくはユーザーのニーズの把握が困難となり、十分な機能拡充が提供できない場合、ユーザーに対する訴求力が弱まり、メディアとしての価値が低下することにより、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ コンテンツの信頼性について

(顕在化の可能性 中、影響度 中、発生時期 特定時期なし)

当社のメディアに掲載するコンテンツの制作に関わる関係者には法令遵守の徹底に加え、所定のルールに従い掲載前のチェックを入念に実施するなどして編集業務を行うよう努めております。また、各領域における関連法令に抵触することがないよう、専門家と連携を図りながらコンテンツの信頼性を確保できる監修体制を導入しております。

しかしながら、何らかの理由により正確性・公平性に欠けたコンテンツが掲載された場合、コンテンツの信頼性が低下することで、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 盗品の買取りについて

(顕在化の可能性 中、影響度 中、発生時期 特定時期なし)

リユース市場の成長、リユース商品の流通量増加に伴い、盗品の売買が社会的な問題となっております。当社はプラットフォームであるため当社がリユース品の直接買取りを行うことはなく、また、当社のプラットフォーム参加者であるリユース業者はすべて古物営業法の規制を受けているため当社のプラットフォーム上で盗品の買取りが行われるリスクは非常に低いものとなっております。しかし万が一盗品の買取りが発生した場合には、当社プラットフォームへのレピュテーションリスクが生じるおそれがあります。その場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) ITシステムについて

① システムの安定的な稼働に関するリスクについて

(顕在化の可能性 小、影響度 大、発生時期 特定時期なし)

当社は、主にインターネットを通してサービスを提供しており、当社の事業継続上、自社開発のITシステム「ウリドキ!」の安定稼働が重要となっております。当該システムの可用性を堅牢に担保すべく、万が一の際のバックアップ体制を整えており、また安定的な稼働を妨げる可能性のある事象について、リスクコンプライアンス委員会で継続的に審議し、必要な対策を講じております。しかしながら、自然災害、火災、コンピュータウイルス、通信トラブル、第三者による不正行為、サーバーへの過剰負荷、人為的ミス等あらゆる原因により当該システムが正常に稼働できなくなった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 技術革新について

(顕在化の可能性 中、影響度 中、発生時期 特定時期なし)

当社が事業展開する上での土台となるIT、インターネット関連業界は、極めて早いスピードで技術革新が続いております。当社におきましては、それらの技術革新による急速な変化に対応すべく、先端的な技術の知見やノウハウの蓄積、更には優秀な技術者の採用を推進する等、積極的な対応に努めております。しかしながら、技術革新への対応が遅れ、当社の技術的優位性やサービス競争力の低下を招いた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 法的規制について

① 古物営業法について

(顕在化の可能性 中、影響度 中、発生時期 特定時期なし)

当社の買取マッチングサイト「ウリドキ」で取り扱う商品は「古物営業法」の定める「古物」に該当するため、「ウリドキ」を利用するリユース業者は、「古物営業法」の適用を受け、古物商許可の取得が必要となります。現在のところ、「古物営業法」に関わる規制の強化等が行われるという認識はありませんが、今後の法令改廃や規制強化等がなされた場合や、リユース業者において古物商許可の取消事由等が発生した場合、買取マッチングサイト「ウリドキ」の利用者数の減少につながり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 個人情報保護法について

(顕在化の可能性 中、影響度 中、発生時期 特定時期なし)

当社サービスでは多くの企業情報及び個人情報を取り扱っており、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱業者としての義務が課されております。当社は、2024年12月、プライバシーマーク（Pマーク）の認証を取得し、個人情報保護規程及び情報システム管理規程を制定・運用することで個人情報の取扱いを厳格に管理するとともに、全従業員を対象とした社内教育も定期的に行っております。しかしながら、外部からの不正アクセス、その他想定外の事態の発生により個人情報が社外に流出した場合、顧客からの信用や社会的信用を喪失し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 不当景品類及び不当表示防止法について

(顕在化の可能性 中、影響度 中、発生時期 特定時期なし)

当社は、サービスの広告宣伝やメディア事業における広告等の取り扱いについて「不当景品類及び不当表示防止法（以下、「景表法」という。）」に基づく規制を受けているため、広告・キャンペーン等の企画・制作の際にはマーケティング部が法令に適合しているかを確認するとともに、必要に応じて顧問弁護士に確認を取りながら事業を推進しております。

しかしながら、今後、不測の事態などにより、万が一、景表法に抵触しているとして当社が何らかの法的責任を問われる等の事態に至った場合には、当社のサービスの信頼性やブランドが毀損され、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 事業運営・体制について

① システム障害及び機密情報等の漏洩によるリスク

(顕在化の可能性 中、影響度 中、発生時期 特定時期なし)

当社は、インターネットを介してサービスを提供しております。そのため、自然災害、火災、コンピュータウイルス、第三者による不正行為、サイトへの急激なアクセスによる過剰負荷、人為的ミス等によるシステム障害の発生及び機密情報等の漏洩の事態に備えて、クラウドサーバーの活用による管理の強化や自社内でのバックアップ体制の徹底、社外からのアクセス制限など適切なセキュリティ手段の構築等により、これら障害等の回避に対して積極的な取り組みを行っております。

しかしながら、何らかの事象によりサーバー及びシステムが通常稼働ができなくなった場合や機密情報等が漏洩した場合、サービス提供等に支障が生じるなど当社への信頼性が損なわれ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 人材の確保及び育成に関するリスク

(顕在化の可能性 中、影響度 中、発生時期 特定時期なし)

当社は、従業員数が少なく、優秀な人材の確保が不可欠であります。事業規模の拡大等に伴い、人材確保及び育成に努めており、また過重労働の発生を防止するために労務体制の改善に努めるなど、労務環境の改善に努めております。しかしながら、十分な人材の確保ができない場合や事業計画に見合った人材育成が計画どおりに進まない場合、また、優秀な人材が流出した場合には、当社の事業計画及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 内部管理体制について

(顕在化の可能性 中、影響度 中、発生時期 特定時期なし)

当社は、小規模な組織であり、現在の人員構成における最適と考えられる内部管理体制や業務執行体制を構築しております。今後におきましても、業容拡大及び業務内容の多様化に対応するため、人員の増強、内部管理体制及び業務執行体制の一層の充実を図っていく方針であります。しかしながら、これらの施策が適時適切に進行しなかった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 訴訟等に関するリスク

(顕在化の可能性 中、影響度 中、発生時期 特定時期なし)

当社は、適切なコンプライアンス体制を構築し、クレームやトラブルの防止に努めております。しかしながら、当社のサービスに関連して予期せぬクレームやトラブルが生じる可能性は否定できず、これらに起因する損害賠償を請求されるまたは訴訟を提起される可能性があります。

これらの訴訟内容、損害賠償額、それらの進展または結果により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 特定人物への依存について

(顕在化の可能性 中、影響度 大、発生時期 特定時期なし)

当社の代表取締役である木暮康雄は、当社の創業者であり、創業以来、代表取締役を務めております。同氏は、業界に関する豊富な知識と経験、人脈を有しており、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしております。

当社は、取締役会及びその他の会議体における情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が当社の業務を継続することが困難となった場合は、当社の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 外部環境について

① 経済情勢について

(顕在化の可能性 中、影響度 大、発生時期 特定時期なし)

当社は、市場のニーズや時代の流行に合わせて事業の展開を行ってまいりました。しかしリユース品においては、流行の変化に伴う経済的陳腐化や、貴金属の地金相場の変動等により、短期間で大きく価値が下落することや、販売動向が大きく左右されることがあります。その場合、当社の買取マッチングサイト「ウリドキ」で取り扱うリユース品の質や量に影響し、当社の顧客へ十分なサービスを提供できなくなり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 自然災害等について

(顕在化の可能性 小、影響度 大、発生時期 特定時期なし)

当社が提供するサービスは、その基盤をインターネット通信網に依存しております。このため、大規模な自然災害やテロ、戦争その他予期せぬ原因によりインターネット通信網が使用できない状態が生じた場合は、当社のサービス提供の継続が困難となります。また、想定を超えるアクセス増加その他予期せぬ事象によるサーバーダウンや当社が提供するサービスの不具合の発生等により、サービス提供が停止する可能性があります。このような事態を避けるため、システムやサーバーの冗長化や稼働状況の監視、品質管理体制の強化等の対策を講じておりますが、将来において上記のような当社サービスの提供が困難となる事態が発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 感染症について

(顕在化の可能性 中、影響度 中、発生時期 特定時期なし)

新型コロナウイルス感染症のような感染症の拡大が発生した場合、それに伴う経済活動の制限や外出自粛要請等により、市況の悪化や当社の事業の停滞等が生じ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) その他

① 新株予約権行使に伴う株主価値の希薄化について

(顕在化の可能性 中、影響度 中、発生時期 特定時期なし)

当社では企業価値向上を意識した経営の促進を図るとともに、当社の業績向上に対する意欲向上を目的に、役員及び従業員に対してストック・オプション(新株予約権)の付与を行っております。今後、新株予約権の行使が行われた場合、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。新株予約権の詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

② 株主に関する事項について

(顕在化の可能性 中、影響度 中、発生時期 特定時期なし)

当社の代表取締役である木暮康雄及び同氏の資産管理会社であるパズー株式会社が、本書提出日現在で発行済株式総数の50.62%を所有しております。同氏は、安定株主として引き続き一定の議決権を保有し、その議決権行使にあたっては、株主共同の利益を追求するとともに、少数株主の利益にも配慮する方針であります。同氏は、当社の代表取締役であることから、当社といたしましても安定株主であると認識している一方、将来的に何らかの事情により同氏又はその資産管理会社により当社株式が売却された場合には、当社株式の市場価格及び流通状況に影響を及ぼす可能性があります。

③ 税務上の繰越欠損金の解消について

(顕在化の可能性 高、影響度 小、発生時期 中期)

当社は、本書提出日現在で税務上の繰越欠損金が存在しており、今後当面の期間は、法人税等の税負担が軽減されることが予想されます。ただし、課税所得の計上等の要因により当該繰越欠損金が解消した場合は、通常の税率に基づく税負担が生じることとなり、当社の当期純利益及びキャッシュ・フローに悪影響を及ぼす可能性があります。

④ 繰延税金資産の回収可能性について

(顕在化の可能性 中、影響度 中、発生時期 特定時期なし)

当社の繰延税金資産は、将来の課税所得を合理的に見積り、回収可能性を判断して計上しておりますが、今後将来の課税所得の見積り等に変動が生じ、繰延税金資産の取崩が発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 配当政策について

(顕在化の可能性 中、影響度 中、発生時期 特定時期なし)

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つと認識しており、経営成績及び財政状態を総合的に勘案したうえで、株主への利益配当の実現を基本方針としております。しかしながら、当社は現在、事業拡大の途上にあり、将来の事業展開及び財務体質の強化を目的として、必要な内部留保の確保を優先してきたことから、創業以来、無配当の方針を継続しております。現在も内部留保の充実に努めておりますが、将来的には、経営成績及び財政状態を踏まえたうえで、株主への利益配分について検討を進めていく方針であります。なお、配当実施可能性及びその時期等については、現時点において未定であります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

第10期事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という)の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

第10期事業年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

当事業年度におけるわが国の経済は、個人消費の正常化やインバウンド需要の拡大などを要因とした景気の回復がみられました。一方、円安等の為替動向や地政学的リスクによるエネルギー価格の高騰、物価上昇などへの懸念もあり、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

当社の属するリユース業界については、フリマアプリやインターネットオークションなどの普及に伴い、消費者にとってリユース品を売買しやすい環境が広がっております。

このような環境の中、当社はCtoBの買取プラットフォームサービス「ウリドキ」の更なる事業投資を行い、「世界を変えるC2Bプラットフォームをつくる。」という当社のミッションのもと「客観的な価値の情報提供」や「眠っているリユース品(遊休資産)の掘り起こし」に日々取り組んでまいりました。

以上の結果、当事業年度の営業収益は598,639千円(前期比179.3%)、営業利益は48,420千円(前期比122.9%)、経常利益は50,062千円(前期比128.0%)、当期純利益は64,731千円(前期比140.1%)となりました。

当事業年度末における総資産は、貯蔵品、現金及び預金、売掛金が増加したため、前事業年度末と比較して109,369千円増加し、289,595千円になりました。

負債は、未払金等が増加したため、前事業年度末と比較して44,638千円増加し、185,920千円になりました。

純資産は、新株予約権が減少いたしました。また、資本金、繰越利益剰余金が増加したため、前事業年度末と比較して64,731千円増加し、103,674千円になりました。

なお、当社はプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第11期中間会計期間(自 2024年12月1日 至 2025年5月31日)

当中間会計期間におけるわが国経済は、所得・雇用環境の改善や設備投資に持ち直しの動きがみられるなど、景気は緩やかな回復基調が続いております。一方で、地政学的リスクの長期化や資源・エネルギー価格の変動に加え、米国の政策動向が世界経済に及ぼす影響等により依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような環境の中、当社はCtoBの買取プラットフォームサービス「ウリドキ」の更なる事業投資を行い、「世界を変えるC2Bプラットフォームをつくる」という当社のミッションのもと「客観的な価値の情報提供」や「眠っているリユース品(遊休資産)の掘り起こし」に日々取り組んでまいりました。

以上の結果、当中間会計期間の営業収益は697,395千円、営業利益は70,440千円、経常利益は109,991千円、中間純利益は111,048千円となりました。

当中間会計期間末における資産合計は410,793千円となり、前事業年度末に比べ121,198千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金が増加したことに伴い52,092千円増加し、売掛金も同様に営業収益増加に伴い72,907千円増加したことによるものであります。

当中間会計期間末における負債合計は196,070千円となり、前事業年度末に比べ10,149千円増加いたしました。これは主に、1年内返済予定の長期借入金の減少40,000千円があった一方で、取引規模の拡大により未払金及び未払費用が34,588千円増加、契約負債及び預り金が9,611千円増加、主に未払消費税等からなるその他が7,672千円増加したことによるものであります。

当中間会計期間末における純資産合計は214,723千円となり、前事業年度末に比べ111,048千円増加いたしました。これは、利益剰余金が増加したことに伴い111,048千円増加したことによるものであります。

なお、当社はプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② キャッシュ・フローの状況

第10期事業年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末より37,345千円増加し、152,612千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における営業活動によるキャッシュ・フローは43,741千円(前年同期は19,265千円)となりました。これは主に、税引前当期純利益50,062千円、売上債権の増加額44,534千円及び未払金の増加額40,772千円により増加・減少したこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における投資活動によるキャッシュ・フローは△165千円(前年同期は△2,315千円)となりました。これは敷金及び保証金の差入による支出165千円により減少したものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における財務活動によるキャッシュ・フローは△6,230千円(前年同期は△6,684千円)となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出6,231千円により減少したこと等によるものであります。

第11期中間会計期間(自 2024年12月1日 至 2025年5月31日)

当中間会計期間末における現金及び現金同等物は、204,705千円となりました。

当中間会計期間末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、95,934千円の収入となりました。これは主に、売上債権の増加額72,907千円があったものの、税引前中間純利益109,991千円を計上したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは△499千円となりました。これは有形固定資産の取得による支出499千円を計上したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、43,342千円の支出となりました。これは主に、長期借入金の返済43,342千円によるものであります。

なお、当社は、当中間会計期間より中間財務諸表を作成していることから、前事業年度中間会計期間との比較分析を行っておりません。

③ 生産、受注及び販売の実績

a 生産実績

該当事項はありません。

b 受注実績

該当事項はありません。

c 販売実績

第10期事業年度及び第11期中間会計期間における販売実績は、次のとおりであります。なお、当社はプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、提供するサービス区分ごとに記載しております。

サービス区分	第10期事業年度		第11期中間会計期間
	販売高(千円)	前期比(%)	販売高(千円)
CtoBマッチングサービス	248,156	309.3	336,944
メディアサービス	350,482	138.2	360,451
合計	598,639	179.3	697,395

- (注) 1. 第10期事業年度において、販売実績に著しい変動がありました。これは、第9期事業年度中に株式会社エンパワーとの契約はメディアサービスによるものだけでしたが、第10期からCtoBマッチングサービスにおける契約が新たに加わったことにより、当該企業に対する販売実績が大幅に増加したものです。
2. 第11期中間会計期間において、株式会社いーふらんとCtoBマッチングサービスにおける契約が新たに加わったことにより、販売実績が著しく変動しております。
3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は以下の通りです。

相手先	第9期事業年度		第10期事業年度		第11期中間会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
(株)エンパワー	74,336	22.3	272,804	45.6	319,382	45.8
(株)いーふらん	54,651	16.4	74,915	12.5	213,319	30.6

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する予測・見通し等は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績の状況

第10期事業年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

(営業収益)

当事業年度の営業収益は、既存クライアントの更なる大型契約獲得等により、598,639千円（前年同期比179.3%）となりました。

(営業費用、営業利益)

営業費用は550,218千円（前年同期比186.9%）となり、前事業年度に比べ255,773千円の増加となりました。その主な要因は、システムの開発の規模拡大に伴い業務委託エンジニアの利用割合が増加したことによる外注費の増加26,519千円及び広告宣伝費が129,025千円増加したことによるものです。

この結果、営業利益は48,420千円（前年同期比122.9%）となり、前事業年度に比べ9,023千円の増加となりましたが、売上高営業利益率（営業利益÷売上高）は8.1%（前事業年度比3.7ポイント減）となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

営業外収益は、助成金収入等により2,696千円（前年同期比553.8%）となり、前事業年度より2,209千円増加となりました。また、営業外費用は、支払利息等により1,053千円（前年同期比134.2%）となり、前事業年度より268千円の増加となりました。

この結果、経常利益は50,062千円（前年同期比128.0%）となり、前事業年度に比べ10,964千円の増加となりました。

(当期純利益)

当事業年度において、法人税等合計は△14,668千円となりました。

この結果、当期純利益は64,731千円（前年同期比140.1%）となり、前事業年度に比べ18,543千円の増加となりました。

第11期中間会計期間(自 2024年12月1日 至 2025年5月31日)

(営業収益)

当中間会計期間の営業収益は、既存クライアントの更なる大型契約獲得等により、697,395千円となりました。

(営業費用、営業利益)

営業費用は広告宣伝費、外注費を中心に626,955千円となりました。

この結果、営業利益は70,440千円となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

営業外収益は、助成金収入等により41,439千円となりました。また、営業外費用は、支払手数料等により1,889千円となりました。

この結果、経常利益は109,991千円となりました。

(中間純利益)

当中間会計期間において、法人税等合計は△1,057千円となりました。

この結果、中間純利益は111,048千円となりました。

b. 財政状態の状況

「(1) 経営成績等の状況の概要 ①財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社のキャッシュ・フローの状況は、「(1) 経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社の資金需要のうち主なものは、販売費及び一般管理費等の人件費及び広告宣伝費用であります。これらの資金需要につきましては、自己資金及び銀行からの借入金による対応を基本としております。今後の資金需要に関しては、必要に応じて、適切な方法による資金調達にて対応する方針であります。

③ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の計上金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積りによる不確実性のため、実際の結果はこれらの見積りとは異なる場合があります。この財務諸表を作成するに当たっての重要な会計方針については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 (重要な会計方針)」に記載しております。

また、会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。当該注記事項に記載の翌事業年度の財務諸表に与える影響は、翌事業年度以降においても同様に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第10期事業年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

第10期事業年度の設備投資等の総額は118千円であります。その内容は、パソコン等の工具、器具及び備品の取得によるものであります。また、重要な設備の除却又は売却はありません。

なお、当社はプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第11期中間会計期間(自 2024年12月1日 至 2025年5月31日)

第11期中間会計期間の設備投資等の総額は380千円であります。その内容は、パソコン等の工具、器具及び備品の取得によるものであります。また、重要な設備の除却又は売却はありません。

なお、当社はプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は次のとおりであります。

なお、当社はプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2024年11月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
		建物附属設備	工具、器具及び 備品	合計	
本社 (東京都新宿区)	事務所設備等	1,567	213	1,781	19

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 本社建物は賃借しております。年間賃借料は17,517千円であります。

第11期中間会計期間 (自 2024年12月1日 至 2025年5月31日)

第11期中間会計期間において、新設、休止、大規模修繕、除却、売却により著しい変動があった主要な設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】(2025年8月31日現在)

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,240,000
計	8,240,000

(注) 2025年6月27日開催の臨時株主総会の決議において定款の一部変更を行い、同日付でA種優先株式に関する定款の定めを廃止すると共に、普通株式の発行可能株式総数を824,000株としております。さらに6月27日開催の取締役会の決議により、2025年7月15日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより発行可能株式総数は7,416,000株増加し、8,240,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,060,770	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	2,060,770	—	—

(注) 1. 2025年6月26日付でA種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価としてA種優先株主にA種優先株式、1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式について、2025年6月11日開催の取締役会決議により、2025年6月26日付で会社法第178条の規定に基づき、すべて消却しております。

2. 2025年6月27日開催の臨時取締役会決議により、2025年7月15日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式数は1,854,693株増加し、2,060,770株となっております。

3. 2025年6月27日開催の臨時株主総会の決議で定款変更が決議され、同日付で単元株式数100株とする単元株制度を採用しております。

- (2) 【新株予約権等の状況】
- ① 【ストックオプション制度の内容】

第4回新株予約権

決議年月日	2019年11月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の数(個) ※	16,300 (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 16,300 [163,000] (注) 2、5
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	5,600 [560] (注) 3、5
新株予約権の行使期間 ※	2020年3月1日～2027年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 5,601 [560.1] 資本組入額 2,800.5 [280.05] (注) 5
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、当社株主総会で権利行使を認めた場合はこの限りでない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権については、譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 最近事業年度の末日(2024年11月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき1円で有償発行しております。
2. 付与時点の新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株である。(注) 5に記載のとおり2025年6月27日開催の臨時取締役会決議により、2025年7月15日付で1株につき10株の割合で株式分割を行っており、提出日の前月末現在における新株予約権1個当たりの目的となる株式数は10株である。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式の分割・併合の比率}$$

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は除く。)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
5. 2025年6月27日開催の取締役会決議により、2025年7月15日付で1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第6回新株予約権

決議年月日	2022年2月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の数(個) ※	3,800 (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 3,800 [38,000] (注) 2、5
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	5,600 [560] (注) 3、5
新株予約権の行使期間 ※	2022年4月1日～2029年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 5,603 [560.3] 資本組入額 2,801.5 [280.15] (注) 5
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会で権利行使を認めた場合はこの限りでない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権については、譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 最近事業年度の末日(2024年11月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき3円で有償発行しております。

2. 付与時点の新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株である。(注) 5に記載のとおり2025年6月27日開催の臨時取締役会決議により、2025年7月15日付で1株につき10株の割合で株式分割を行っており、提出日の前月末現在における新株予約権1個当たりの目的となる株式数は10株である。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式の分割・併合の比率}$$

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
5. 2025年6月27日開催の取締役会決議により、2025年7月15日付で1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第7回新株予約権

決議年月日	2023年11月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 7 [6]
新株予約権の数(個) ※	1,404 [1,284] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 1,404 [12,840] (注) 1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	5,600 [560] (注) 2、5
新株予約権の行使期間 ※	2025年11月25日～2033年11月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 5,600 [560] 資本組入額 2,800 [280] (注) 5
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していることを要する。ただし、当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 最近事業年度の末日(2024年11月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 付与時点の新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株である。(注) 5に記載のとおり2025年6月27日開催の臨時取締役会決議により、2025年7月15日付で1株につき10株の割合で株式分割を行っており、提出日の前月末現在における新株予約権1個当たりの目的となる株式数は10株である。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 以下の取得事由が生じた場合、当社は、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。ただし、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によって取得する新株予約権を決定するものとする。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)

②上表「新株予約権の行使の条件」に規定する条件に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなくなった場合

③新株予約権者が保有する新株予約権の全部または一部を放棄した場合

4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間
上表に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥新株予約権の行使の条件
上表「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - ⑦増加する資本金および資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑧譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑨新株予約権の取得事由
(注)3に準じて決定する。
5. 2025年6月27日開催の取締役会決議により、2025年7月15日付で1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第8回新株予約権

決議年月日	2023年11月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の数(個) ※	5,100 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 5,100 [51,000] (注) 1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	5,600 [560] (注) 2、5
新株予約権の行使期間 ※	2025年11月25日～2033年11月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 5,600 [560] 資本組入額 2,800 [280] (注) 5
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 最近事業年度の末日(2024年11月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 付与時点の新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株である。(注) 5に記載のとおり2025年6月27日開催の臨時取締役会決議により、2025年7月15日付で1株につき10株の割合で株式分割を行っており、提出日の前月末現在における新株予約権1個当たりの目的となる株式数は10株である。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 以下の取得事由が生じた場合、当社は、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。ただし、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によって取得する新株予約権を決定するものとする。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)

②上表「新株予約権の行使の条件」に規定する条件に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなくなった場合

③新株予約権者が保有する新株予約権の全部または一部を放棄した場合

4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
上表に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使の条件
上表「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- ⑦増加する資本金および資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑧譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑨新株予約権の取得事由
(注)3に準じて決定する。
5. 2025年6月27日開催の取締役会決議により、2025年7月15日付で1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第9回新株予約権

決議年月日	2024年5月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 3[2]
新株予約権の数(個) ※	360 [240] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 360 [2,400] (注) 1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	5,600 [560] (注) 2、5
新株予約権の行使期間 ※	2026年5月25日～2034年5月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 5,600 [560] 資本組入額 2,800 [280] (注) 5
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 最近事業年度の末日(2024年11月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 付与時点の新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株である。(注) 5に記載のとおり2025年6月27日開催の臨時取締役会決議により、2025年7月15日付で1株につき10株の割合で株式分割を行っており、提出日の前月末現在における新株予約権1個当たりの目的となる株式数は10株である。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 以下の取得事由が生じた場合、当社は、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。ただし、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によって取得する新株予約権を決定するものとする。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)

②上表「新株予約権の行使の条件」に規定する条件に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなくなった場合

③新株予約権者が保有する新株予約権の全部または一部を放棄した場合

4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間
上表に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥新株予約権の行使の条件
上表「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - ⑦増加する資本金および資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑧譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑨新株予約権の取得事由
(注)3に準じて決定する。
5. 2025年6月27日開催の取締役会決議により、2025年7月15日付で1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第10回新株予約権

決議年月日	2024年 5 月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2
新株予約権の数(個) ※	4,800 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 4,800 [48,000] (注) 1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	5,600 [560] (注) 2、5
新株予約権の行使期間 ※	2026年 5 月25日～2034年 5 月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 5,600 [560] 資本組入額 2,800 [280] (注) 5
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 最近事業年度の末日(2024年11月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年 8 月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 付与時点の新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は 1 株である。(注) 5 に記載のとおり 2025 年 6 月 27 日開催の臨時取締役会決議により、2025 年 7 月 15 日付で 1 株につき 10 株の割合で株式分割を行っており、提出日の前月末現在における新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は 10 株である。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{1 \text{ 株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 以下の取得事由が生じた場合、当社は、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。ただし、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によって取得する新株予約権を決定するものとする。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)

②上表「新株予約権の行使の条件」に規定する条件に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなくなった場合

③新株予約権者が保有する新株予約権の全部または一部を放棄した場合

4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
上表に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使の条件
上表「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- ⑦増加する資本金および資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑧譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑨新株予約権の取得事由
(注)3に準じて決定する。
5. 2025年6月27日開催の取締役会決議により、2025年7月15日付で1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第11回新株予約権

決議年月日	2024年11月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 8
新株予約権の数(個) ※	1,080 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 1,080 [10,800] (注) 1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	5,600 [560] (注) 2、5
新株予約権の行使期間 ※	2026年11月23日～2034年11月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 5,600 [560] 資本組入額 2,800 [280] (注) 5
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役監査役、従業員もしくは顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していることを要する。ただし、当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 最近事業年度の末日(2024年11月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 付与時点の新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株である。(注) 5に記載のとおり2025年6月27日開催の臨時取締役会決議により、2025年7月15日付で1株につき10株の割合で株式分割を行っており、提出日の前月末現在における新株予約権1個当たりの目的となる株式数は10株である。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 以下の取得事由が生じた場合、当社は、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。ただし、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によって取得する新株予約権を決定するものとする。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)

②上表「新株予約権の行使の条件」に規定する条件に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなくなった場合

③新株予約権者が保有する新株予約権の全部または一部を放棄した場合

4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
上表に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使の条件
上表「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- ⑦増加する資本金および資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑧譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑨新株予約権の取得事由
(注)3に準じて決定する。
5. 2025年6月27日開催の取締役会決議により、2025年7月15日付で1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
6. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

第12回新株予約権

決議年月日	2024年11月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1 (注) 7
新株予約権の数(個) ※	2,400 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 2,400 [24,000] (注) 1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	5,600 [560] (注) 2、5
新株予約権の行使期間 ※	2026年11月23日～2034年11月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 5,600 [560] 資本組入額 2,800 [280] (注) 5
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役監査役、従業員もしくは顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していることを要する。ただし、当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 最近事業年度の末日(2024年11月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 付与時点の新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株である。(注) 5に記載のとおり2025年6月27日開催の臨時取締役会決議により、2025年7月15日付で1株につき10株の割合で株式分割を行っており、提出日の前月末現在における新株予約権1個当たりの目的となる株式数は10株である。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 以下の取得事由が生じた場合、当社は、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。ただし、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によって取得する新株予約権を決定するものとする。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)

②上表「新株予約権の行使の条件」に規定する条件に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなくなった場合

③新株予約権者が保有する新株予約権の全部または一部を放棄した場合

4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上表に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件

上表「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

⑦増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨新株予約権の取得事由

(注)3に準じて決定する。

5. 2025年6月27日開催の取締役会決議により、2025年7月15日付で1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
6. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
7. 当該従業員は2025年3月に取締役就任しております。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年11月15日 (注) 1	—	普通株式 167,611 A種優先株式 34,843	△139,565	50,000	△188,565	—
2024年6月10日 (注) 2	普通株式 3,623	普通株式 171,234 A種優先株式 34,843	11,000	61,000	11,000	11,000
2025年6月26日 (注) 3	普通株式 34,843 A種優先株式 △34,843	普通株式 206,077	—	61,000	—	11,000
2025年7月15日 (注) 4	普通株式 1,854,693	普通株式 2,060,770	—	61,000	—	11,000

- (注) 1. 資本金、資本準備金の減少は欠損填補によるものであります。
2. 第1回J-KISS型新株予約権の行使による増加であります。
3. 定款に定める取得条項に基づき、2025年6月26日付で全てのA種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、2025年6月11日開催の取締役会決議により、2025年6月26日付で当該A種優先株式の全てを消却しております。
4. 2025年6月27日開催の取締役会決議により、2025年7月15日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は1,854,693株増加し、2,060,770株となっております。

(4) 【所有者別状況】

2025年8月31日現在

2025年8月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	19	1	—	25	45	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	12,013	125	—	8,462	20,600	770
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	58.3	0.6	—	41.1	100.0	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	2,060,000	20,600	権利内容に何ら限定のない 当社における基準となる株式であり、 単元株式数は100株であります。
単元未満株式	770	—	—
発行済株式総数	2,060,770	—	—
総株主の議決権	—	20,600	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第1号によるA種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
最近事業年度における取得自己株式	—	—
最近期間における取得自己株式	A種優先株式 34,843	—

(注) 2025年6月26日付でA種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価としてA種優先株主にA種優先株式、1株につき普通株式1株を交付しております。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	A種優先株式 34,843	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他（一）	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

(注) 2025年6月11日開催の取締役会決議により、2025年6月26日付で会社法第178条の規定に基づき、A種優先株式をすべて消却しております。

3 【配当政策】

当社の配当政策は、将来の事業展開及び財務体質の強化を勘案し、長期にわたる安定的な経営基盤としての内部留保を確保しつつ、株主への利益還元を考慮した配当政策を実施することを基本方針としております。利益還元については、業績の内容、今後の事業展開の見込み等を総合的に勘案して決定していく方針であります。剰余金の配当の決定機関は株主総会であり、期末配当（年1回）の実施を基本としております。なお、当社は現在、成長過程にあると認識しており、当面は今後の業容拡大に備えて一層の内部留保の充実を図り、収益力強化や事業基盤整備のための投資に充当する方針であることから、今後の配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

最近事業年度においては、上記の理由から配当を実施しておりません。内部留保資金の使途につきましては、上記の方針に基づき、優秀な人材採用等の資金や、今後の事業展開への準備資金に投入していくこととしております。

なお、当社は、取締役会の決議により、毎年5月末日を基準日として会社法第454条第5項に定める中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、事業の継続・発展を確保し、継続的に株主価値を向上させるうえでコーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると認識しております。

顧客、取引先、株主・投資家等の各ステークホルダー（利害関係者）並びに役職員の利益を最大化するために、実効性のある内部統制システムの整備をはじめとして、適切なリスク管理体制の整備、コンプライアンス体制の強化、並びにこれらを適切に監査する体制の強化が重要であると考えております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するとともに、各事業部の情報共有と売上・KPI等の予実状況を協議する場として経営会議を開催しております。また、リスクマネジメントに関する指導監督等を適切に行うため、リスクコンプライアンス委員会を設置しております。

a 企業統治の体制の概要

(a) 取締役会

取締役会は、取締役6名（うち社外取締役1名）で構成され、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。当社は、原則月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、適正かつ効率的な業務執行ができる体制を整備しております。

なお、第10期事業年度における具体的な検討内容としては、監査役会設置会社への機関設計変更、月次予算実績の確認・分析の報告、規程の制改定等の内部統制に関する事項等について審議いたしました。

第10期事業年度において当社は取締役会を18回開催しており、各取締役の出席状況については次のとおりであります。なお、取締役CTOの渡會拓馬氏は、2025年2月28日開催の定時株主総会にて新たに取締役に就任されましたため、出席状況について記載しておりません。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役	木暮 康雄	16回	16回
取締役COO	田中 祥太郎	16回	16回
取締役CMO	鈴木 祐太	8回	8回
取締役CFO	三輪 衛	8回	8回
取締役（社外）	富永 重寛	16回	16回

（注）鈴木祐太氏及び三輪衛氏は2024年5月24日開催の臨時株主総会において新たに取締役に選任されましたので、取締役就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

(b) 監査役会

当社の監査役会は、監査役3名（うち常勤監査役1名）で構成されており、常勤監査役である福田純を議長と定めております。監査役会は、原則として毎月1回の定期開催と、必要に応じて随時機動的に開催しております。

監査役は取締役会に出席し意見を述べるほか、監査計画に基づき重要な決裁書類の閲覧等を通じて、取締役の業務執行状況を監査しております。また、内部監査担当者及び会計監査人との相互の意見交換等を通じて、その実効性を高めるよう努めております。

(c) 経営会議

会社の業務遂行に関する重要事項について、取締役会の他に個別経営課題の審議の場として、常勤取締役及び部長により構成する経営会議を原則として月1回開催しております。ここでは、情報の共有化を図ると共に業務執行上の重要な事項を審議し、また、代表取締役から委譲された業務執行事項を決定しております。なお、経営会議には、常勤監査役が毎回出席し、適宜意見を述べることで経営に関する適切な牽制機能を果たしております。

(d) リスクコンプライアンス委員会

リスクコンプライアンス委員会は、代表取締役を委員長とし、本部長及び部長、並びに委員長が指名する者を委員として選任しております。四半期に1回開催しており、当社におけるリスク管理及びコンプライアンスに関する事項の状況を把握するとともに、必要な措置について審議を行っております。また、委員長は、リスクコンプライアンス委員会にて審議した重要なリスク事項について、その管理の状況及び対応策並びに再発防止策を取締役に報告することとしております。

(e) 内部監査人

当社の組織、制度及び業務が経営方針及び諸規程に準拠し、適正かつ効率的に運用されているかを検証、評価し、その問題点を発見、指摘するとともに、改善方法の提言等を行い、法令等の違反や不正行為を未然に防止するとともに、財産及び業務を適正に管理し、もって経営の合理化並びに効率化に寄与することを目的として代表取締役直轄の内部監査人を選任しており、全部門をカバーするように内部監査を実施しております。内部監査人は、代表取締役に対して監査結果を報告した上で、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。

また、内部監査人が内部監査計画書を作成する際は、監査役及び外部監査人と意見調整を行っており、実効的かつ効率的な監査に努めております。

(f) 会計監査人

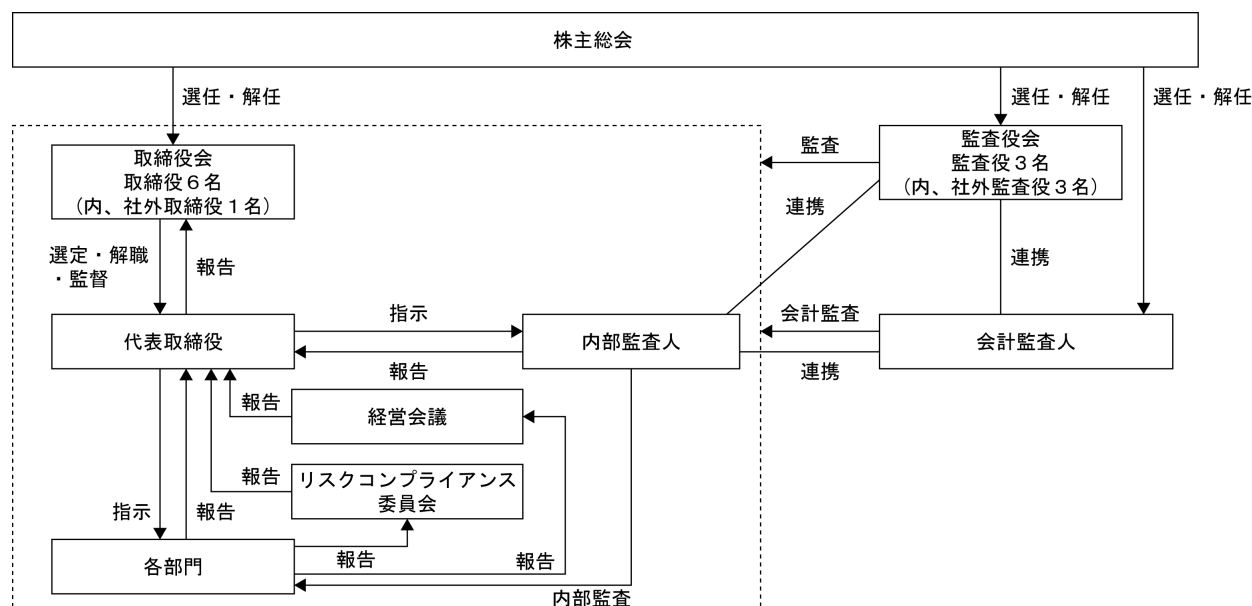
当社は、ESネクスト有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。

●設置する機関の構成員

取締役会、監査役会、経営会議、リスクコンプライアンス委員会の構成員は以下のとおりです（◎は議長・委員長、○は構成員を示しております）。

役職	氏名	取締役会	監査役会	経営会議	リスクコンプライアンス委員会
代表取締役	木暮 康雄	◎		◎	◎
取締役COO	田中 祥太郎	○		○	○
取締役CMO	鈴木 祐太	○		○	○
取締役CFO	三輪 衛	○		○	○
取締役CTO	渡會 拓馬	○		○	○
取締役（社外）	富永 重寛	○			
常勤監査役（社外）	福田 純	○	◎	○	○
監査役（社外）	義経 百合子	○	○		
監査役（社外）	本橋 広行	○	○		
マーケティング部長	村本 翔吾			○	○
経営管理部長	副島 拓郎			○	○
開発部長	渡邊 祐樹			○	○

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概略図は以下のとおりであります。



③ 企業統治に関するその他の事項

a 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムは、企業経営の透明性及び業務の適正性を確保するため、取締役会にて「内部統制システム構築の基本方針」を制定し、内部統制システムの構築、運用を図っております。また、内部統制システムが有効に機能していることを確認するため、内部監査を実施しております。加えて、経営管理部又は常勤監査役を社内窓口、法律事務所を社外窓口とする内部通報制度を制定し、組織的又は個人的な法令違反、不正行為に関する通報等について適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。

当社の内部統制システムの基本方針は以下のとおりです。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務を執行するよう監督する。
- (2) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決議する。
- (3) 取締役は、他の取締役と情報を共有し、相互に監視・監督する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 株主総会、取締役会、経営会議の議事録等の重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、文書保存年限表に定められた期間保存する。
- (2) 関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善をする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社のリスク管理を円滑にするために、「リスクマネジメント規程」及びその細則を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。
- (2) 代表取締役は、リスクコンプライアンス委員会を設置させ、経営管理部をその事務局とする。
- (3) リスクコンプライアンス委員会は、内部監査人と連携して、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各部門の長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する事項を「取締役会規程」に定める。取締役会を月1回開催し、必要に応じて臨時に開催する。
 - (2) 取締役会は経営目標・中期経営計画・予算を審議し承認する。代表取締役以下取締役はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 代表取締役は、リスクコンプライアンス委員会を設置させ、経営管理部をその事務局とする。
 - (2) リスクコンプライアンス委員会は、内部監査人と連携して、コンプライアンス体制を維持強化する。
 - (3) コンプライアンス経営を円滑に行うために、「リスクマネジメント規程」を整備し、コンプライアンスに関する組織の審議、コンプライアンス年度計画の進捗管理や取締役会への上程、教育研修計画の立案、重大なコンプライアンス違反（不祥事を含む。）に関する調査や再発防止策の検討を行う。
 - (4) 重大なコンプライアンス違反（不祥事を含む。）が発生したときは、社内のみならず、社外の有識者を調査機関に招致できる体制を構築する。
 - (5) 法令違反その他コンプライアンスに関する問題を早期発見するため、使用人が当社経営者のみならず社外弁護士へ匿名で直接相談通報できる「ヘルプライン」（内部通報制度）を設置し、公益通報者保護に配慮して、事態の迅速な把握と是正に努める。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 当社は、監査役の職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。
 - (2) 補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告及び必要な情報提供を行う。
 - 重要な社内会議で決議された事項
 - 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
 - 毎月の経営状況として重要な事項
 - 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - 重大な法令・定款違反
 - 重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - (2) 前項の報告をした者に対して、その報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止する。
8. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務につき、当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当社は、請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理を行う。
9. その他監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - (1) 監査役会は、取締役と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
 - (2) 監査役は、会計監査人及び内部監査部門とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。
 - (3) 監査役は必要に応じて、重要な社内会議に出席することができる。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
- (2) 当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制整備

- (1) 当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。
- (2) 経営管理部を反社会的勢力対応部署と位置づけ、対応指針等を整備したうえで、上記基本方針を取締役及び使用人に周知徹底する。
- (3) 平素より行政機関などからの情報収集に努め、不当要求等の事案が発生した場合には警察及び顧問法律事務所等の外部専門家と緊密に連携し、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

b リスク管理及びコンプライアンス体制の整備の状況

当社は、取締役会において「リスクマネジメント規程」を定め、リスク管理及びコンプライアンス体制の整備を行っております。また、全社的なリスクを総括的に管理し、リスクマネジメントに関する指導監督等を適切に行うための機関として、リスクコンプライアンス委員会を設置し、事業・その他業務に係る個別リスクの管理状況を把握するほか、各部署に対するリスク回避措置の指示及び指導監督や当社のリスクマネジメントに係る方針・体制・施策等を審議するなどしております。

c 責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令に定める限度まで限定する契約を締結しております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

d 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役及び監査役（取締役及び監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款で定めております。これは、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮すること等を目的とするものであります。

e 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年5月末日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主に対して機動的な利益還元を可能とするためであります。

f 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任については、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

g 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うためであります。

h 特別取締役による取締役会の決議制度

該当事項はありません。

i 取締役及び監査役の定数

当社は取締役の定数を8名以内、監査役の定数を4名以内とする旨を定款に定めております。

j 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性8名 女性1名(役員のうち女性の比率 11.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役	木暮 康雄	1981年9月5日	2005年9月 2014年12月 2015年5月	(株)プリマプロジェクト 代表取締役 就任 当社 代表取締役 就任 (現任) パズー(株) 代表取締役 就任 (現任)	(注) 3	1,043,240 (注) 5
取締役COO リユースソリューション事業本 部長	田中 祥太郎	1992年4月16日	2015年4月 2016年10月 2019年4月 2020年10月 2021年10月 2022年2月	東京海上日動火災保険(株) 入社 デロイトトーマツコンサルティング(同) 入社 SMBC日興証券(株) 入社 (株)グッドライフ 入社 当社 入社 当社 取締役 就任 (現任)	(注) 3	13,510
取締役CMO マーケティング 本部長	鈴木 祐太	1988年3月2日	2014年4月 2015年9月 2019年1月 2020年4月 2021年9月 2024年4月 2024年6月	アブラハム・グループ・ホールディングス(株) 入社 ラクスル(株) 入社 当社 入社 (株)サンブリッジ 入社 (株)HERP 入社 当社 入社 当社 取締役 就任 (現任)	(注) 3	—
取締役CFO 経営管理本部長	三輪 衛	1985年10月22日	2007年12月 2012年2月 2015年9月 2019年8月 2021年8月 2024年4月 2024年6月	監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 有限責任監査法人トーマツ 入所 デロイトロンドン事務所 出向 (2017年帰任) (株)野村総合研究所 出向 (2021年帰任) ピクシーダストテクノロジーズ(株) 入社 当社 入社 当社 取締役 就任 (現任)	(注) 3	—
取締役CTO 開発本部長	渡會 拓馬	1983年4月28日	2006年4月 2008年1月 2011年9月 2013年9月 2015年2月 2016年6月 2016年6月 2018年7月 2018年7月 2021年5月 2021年7月 2021年1月 2021年3月 2022年1月 2022年7月 2023年10月 2024年11月 2025年3月	(株)カカコム 入社 日本マイクロソフト株 入社 (株)ディー・エヌ・エー 入社 (株)アバント 入社 法律事務所オーセンス 入所 (株)デジタルハーツホールディングス 入社 (株)ネットワーク21 取締役 就任 (合)TsunaTech 設立 代表社員 就任 (現任) (株)ヴィエリス 社外CIO 就任 (株)ネットマーケティング 社外CIO/CISO 就任 (株)ドゥーフア 社外CTO 就任 (株)DXホールディングス 設立 代表取締役 就任 (株)ドゥーフア 取締役COO 就任 (株)DXホールディングス 取締役 就任 クラシコ(株) 社外CTO 就任 (株)Spinno 社外CTO 就任 当社 入社 当社 取締役 就任 (現任)	(注) 3	—
取締役	富永 重寛	1981年8月5日	2005年3月 2006年9月 2007年4月 2007年11月 2010年10月 2013年1月 2019年5月 2023年10月 2023年11月	(有)アンドオン 取締役 就任 (株)ニキティス 代表取締役 就任 (株)ボードルア 入社 (株)ボードルア 代表取締役 就任 (現任) (株)シンカーミクセル 社外取締役非常勤役員 就任 (株)es CHICK 代表取締役 就任 (株)サーディン 代表取締役 就任 当社 社外取締役 就任 (現任) (株)オブサリオン 代表取締役 就任 (現任)	(注) 3	121,082
常勤監査役	福田 純	1973年7月8日	1999年10月 2019年9月 2021年5月 2023年7月 2024年2月	朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 入所 (株)日清製粉グループ本社 入社 (株)ジョーサン 非常勤監査役 就任 福田純公認会計士事務所 所長 (現任) 当社 常勤監査役 就任 (現任)	(注) 4	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役	本橋 広行	1974年 8 月15日	1997年 4 月 2012年 9 月 2012年12月 2013年 6 月 2014年 3 月 2014年10月 2015年 7 月 2017年 3 月 2018年 6 月 2019年 1 月 2021年 5 月 2023年10月 2024年 9 月	朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人） 入所 本橋公認会計士事務所 開設 代表 就任（現任） ㈱みんなのウェディング（現 ㈱エニマリ） 社 外監査役 就任 ストリートメディア㈱ 社外取締役 就任 ㈱エルテス 社外監査役 就任（現任） ㈱ジャパンブルーエナジー（現 ㈱JBEC） 社外 監査役 就任 ㈱アグリクラスター 社外取締役 就任 ㈱ステイト・オブ・マインド 社外取締役 就任 （現任） ㈱リヴァンプ 補欠監査等委員 就任 ㈱アステックス 社外取締役 就任 ㈱talentbook 社外監査役 就任（現任） 当社 社外監査役 就任（現任） Showroom㈱ 社外監査役 就任（現任）	(注) 4	—
監査役	義経 百合子 (戸籍上の氏名 右崎 百合子)	1974年10月8日	2003年10月 2011年 8 月 2014年 1 月 2023年 4 月 2024年 6 月 2025年 6 月	石寄信憲法律事務所（現 石寄・山中総合法律事 務所） 入所 片岡総合法律事務所（現 弁護士法人片岡総合法 律事務所） 入所 同事務所パートナー弁護士（現任） ㈱肥後銀行 社外取締役（監査等委員） 就任 （現任） 当社 社外監査役 就任（現任） 株式会社フォーラムエンジニアリング 社外取締 役（監査等委員） 就任（現任）	(注) 4	—
計						1, 177, 832

(注) 1. 取締役 富永重寛は、社外取締役であります。

2. 監査役 福田純、本橋広行、義経百合子は、社外監査役であります。

3. 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

4. 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

5. 代表取締役木暮康雄の所有株式数には、同氏の資産管理会社であるパズー株式会社が保有する株式数も含んでおります。

6. 取締役富永重寛の所有株式数には、同氏が議決権の過半数を取得する株式会社ニキティスが保有する株式数のうち、同氏の持ち分相当の株式数も含んでおります。

7. 当社は、法令に定める監査役員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役 1 名を選任しております。補欠監査役の氏名及び略歴は以下のとおりであります。

役職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (株)
補欠監査役	瀬尾 安奈	1980年 9 月29日	2004年12月 2011年 9 月 2021年 9 月 2023年 5 月 2024年 5 月 2024年12月 2025年 1 月	監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ） 入所 公認会計士瀬尾安奈事務所 設立 汐留パートナーズ㈱(現 RSM汐留パートナーズ ㈱) 社外監査役（現任） ㈱ボードルア 取締役（監査等委員）（現任） 当社 社外補欠監査役 就任（現任） アルテミラ㈱（現 アルテミラ・ホールディングス ㈱） 監査役 就任 アルテミラ㈱（現 アルテミラ・ホールディング ス㈱） 取締役（監査等委員） 就任（現任）	—

② 社外役員の状況

当社は社外取締役1名、社外監査役3名を選任しております。

社外取締役富永重寛は、企業経営や新規事業の企画・立案の分野における視点を有することに加え、合理的な監督や適切な助言が期待でき、ガバナンス体制の強化に寄与すると同時に健全な企業成長にも寄与すると考えたことから、社外取締役に適していると判断し、選任しております。なお、当社と同氏は、間接的に当社の間に株式を121,082株所有しておりますが、その他の人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役福田純は、公認会計士として会計面における専門性を有し、監査法人で上場会社を含めた監査業務の経験、また事業会社での内部統制の運用に加えて再構築した経験も有していることから、合理的な監督・監査が期待でき、ガバナンス体制の強化に寄与すると期待できることから、社外監査役に適任と判断し、選任しております。なお、当社と同氏の間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役義経百合子は、法律専門家として専門的知見及び経験を有していると認識しており、合理的な監督・監査が期待でき、ガバナンス体制の強化に寄与すると期待できることから、社外監査役に適任と判断し、選任しております。なお、当社と同氏の間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役本橋広行は、同氏が過去当社顧問を務めていたことから当社事業に対する知見を有していることや豊富な専門領域の見識（会計、監査等）を有していることに加え、ベンチャー企業及び上場企業において役員等を歴任してきた経験から当社監査役としての責務・役割を果たすことのできる能力があり、取締役等に対する助言や意見の表明を行う上で必要なコミュニケーション力を持つ人物であると認識しているため、社外監査役に適任と判断し、選任しております。なお、当社と同氏の間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会に出席し、決議事項に関する審議や決定に参加するほか、業務執行等の報告を受ける等の監督を行っております。

社外監査役は、取締役会及び監査役会において、専門知識及び豊富な経験に基づき意見・提言を行っております。また、会計監査人及び内部監査担当者と定期的に面談を実施し、三者間で情報共有・意見交換を行うこと等により、各監査機能の質的向上を図っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社は、2024年2月に監査役協議会を設置しており、2024年5月24日開催の臨時株主総会において、監査役会設置会社への移行を内容とする定款変更議案が決議されたことに伴い、同日付で監査役会設置会社に移行しております。

監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役2名の3名で構成されており、3名はいずれも社外監査役であります。常勤監査役の福田純氏及び非常勤監査役の本橋広行氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。非常勤監査役の義経百合子氏は、弁護士として企業法務の専門知識・経験を有し、経営の監査及び監督を行うに十分な見識を有しております。

毎月1回の定時開催に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査方針の決定、監査計画の策定、監査実施状況・監査結果の検討、監査役間の情報共有等、監査に関する重要事項についての報告、協議を行っております。

各監査役は取締役会に出席し意見を述べるほか、監査計画に基づき重要な決裁書類の閲覧等を通じて、取締役の業務執行状況を監査しております。さらに、会計監査人や内部監査担当者との情報及び意見交換を行い、監査の実効性を高めるよう努めております。

常勤監査役は、上記のほか、取締役会以外の重要会議への出席、重要書類の閲覧、本社の実地調査などを通じて経営管理状況の把握に努めております。

非常勤監査役は、取締役会の出席のほか、常勤監査役との連携等を通じて監査を実施しております。

第10期事業年度の監査役会における主な検討事項としては、監査の方針や監査計画の策定、会計監査人の評価、会計監査人の報酬、内部統制システムの整備・運用状況の監査、事業報告・計算書類等の監査、監査報告書の作成等について、審議・検討いたしました。

第10期事業年度において、2024年2月から2024年5月までの期間は監査役協議会として活動をしており、当該期間において、監査役協議会を合計4回開催しております。2024年5月の監査役会設置会社移行後は監査役会を合計7回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
福田 純	監査役協議会 4回	監査役協議会 4回
	監査役会 7回	監査役会 7回
本橋 広行	監査役協議会 4回	監査役協議会 4回
	監査役会 7回	監査役会 6回
義経 百合子 (戸籍上の氏名：右崎 百合子)	監査役会 7回	監査役会 7回

(注) 義経百合子氏については、2024年5月24日開催の臨時株主総会において監査役に選任されて以降の回数を記載しております。

② 内部監査の状況

当社は、企業の管理業務に関する知見と経験を有し、かつ当社の事業内容について精通した人物として、経営管理本部長とマーケティング本部長の2名を内部監査担当者としております。

当社は、「内部監査規程」に基づき、内部監査担当者による監査を継続的に実施しております。内部監査担当者は、事業年度ごとに内部監査計画を策定し、代表取締役の承認を得たうえで内部監査を実施し、代表取締役に対し監査結果を報告しております。被監査部門に対しては、改善事項を指摘するとともに、改善の進捗状況を報告させることにより実効性の高い監査を実施しております。さらに、四半期に1回、会計監査人と監査役との情報共有及び意見交換を行い、相互の連携を図りながら監査の実効性の強化を図っております。

③ 会計監査の状況

a 監査法人の名称

ESネクスト有限責任監査法人

b 継続監査期間

2年

c 業務を執行した公認会計士

公認会計士 加藤 健一

公認会計士 笠原 伸浩

d 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に関わる補助者は、公認会計士4名、その他14名であります。

e 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の選定にあたり、監査実績や品質管理体制、独立性及び専門性、事業分野への理解度、監査報酬の妥当性等を総合的に判断し、選定することとしており、当該方針に基づき適任であると判断したため、当該監査法人を選定しております。

なお、監査法人の解任または不再任の決定の方針として、監査法人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、監査法人を解任いたします。

上記のほか、監査役会は、監査法人の適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する監査法人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。監査法人の品質管理体制や監査チームの独立性、専門性及び監査役や経営者とのコミュニケーションなどを評価した結果、監査法人の職務遂行は問題ないと判断しております。

④ 監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
11,000	—	16,000	—

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(aを除く)

該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社の事業規模や特性に照らして、監査計画、監査内容及び監査日数を勘案し、双方協議の上で監査報酬を決定しております。なお、監査報酬額は監査役会の同意を得ております。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査計画を踏まえた監査見積り時間に基づく説明を監査法人よりうけ、前期実績、他社の報酬状況及び報酬単価も合理的であることから、報酬額は妥当と判断いたしました。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって総額を決定する旨を定款に定めております。取締役各人の報酬等における具体的金額、支給時期等の決定は、取締役会にて定められた報酬等の決定方針に則り、代表取締役木暮康雄と取締役各人協議の上、代表取締役が決定しております。代表取締役に決定を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ評価を行うには、代表取締役が最も適しているためです。当期の各取締役の報酬額の決定については、定時株主総会後の2025年2月28日開催の取締役会において代表取締役木暮康雄に一任し、同日に各取締役に対する報酬額を決定しております。

監査役の個人別の報酬等の額は、2024年2月29日開催の株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、監査役会で監査役の協議により決定しております。

取締役の報酬の限度額は、2025年2月28日開催の株主総会の決議により年額300,000千円以内（うち社外取締役50,000千円以内）と決定しております。当該株主総会決議時点での取締役の員数は5名、監査役の員数は3名であります。

監査役の報酬の限度額は、2024年2月29日開催の株主総会の決議により年額30,000千円以内と決定しております。当該株主総会決議時点での取締役の員数は3名、監査役の員数は2名であります。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	48,612	48,612	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—
社外役員	9,210	9,210	—	—	4

③ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、財務諸表等規則に基づいて作成しております。
当社の中間財務諸表は、第1種中間財務諸表であります。

2 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社名古屋証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、前事業年度(2022年12月1日から2023年11月30日まで)及び当事業年度(2023年12月1日から2024年11月30日まで)の財務諸表について、ESネクスト有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社名古屋証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、中間会計期間(2024年12月1日から2025年5月31日まで)に係る中間財務諸表について、ESネクスト有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

3 連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、財務諸表を適正に作成できる体制を整備するため、監査法人等と常に密接な連携を保ち、会計情報誌の定期購読や定期的に企業会計基準委員会(ASBJ)のWEBサイトの閲覧、専門的な情報を有する団体等が主催する研修等に参加し、情報収集に努めております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年11月30日)	当事業年度 (2024年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	115,267	152,612
売掛金	33,335	77,870
貯蔵品	15,050	26,259
前払費用	4,455	8,425
その他	255	513
貸倒引当金	-	△184
流動資産合計	168,364	265,496
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	1,887	1,567
工具、器具及び備品（純額）	323	213
有形固定資産合計	※1 2,211	※1 1,781
投資その他の資産		
長期前払費用	2,380	35
繰延税金資産	7,268	22,117
その他	-	165
投資その他の資産合計	9,649	22,317
固定資産合計	11,860	24,098
資産合計	180,225	289,595

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年11月30日)	当事業年度 (2024年11月30日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	6,231	46,684
未払金	22,165	65,741
未払費用	5,120	11,568
未払法人税等	180	180
契約負債	10,079	10,912
預り金	12,514	8,306
賞与引当金	2,279	5,270
その他	8,253	9,482
流動負債合計	66,823	158,145
固定負債		
長期借入金	74,145	27,461
資産除去債務	312	314
固定負債合計	74,457	27,775
負債合計	141,281	185,920
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	61,000
資本剰余金		
資本準備金	-	11,000
資本剰余金合計	-	11,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△33,083	31,647
利益剰余金合計	△33,083	31,647
株主資本合計	16,916	103,647
新株予約権	22,027	27
純資産合計	38,943	103,674
負債純資産合計	180,225	289,595

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

当中間会計期間
(2025年5月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	204,705
売掛金	150,778
貯蔵品	24,993
前払費用	5,317
その他	45
貸倒引当金	△356
流動資産合計	385,482
固定資産	
有形固定資産	
建物附属設備（純額）	1,408
工具、器具及び備品（純額）	462
有形固定資産合計	1,870
投資その他の資産	
長期前払費用	-
繰延税金資産	23,275
その他	165
投資その他の資産合計	23,440
固定資産合計	25,311
資産合計	410,793

(単位：千円)

当中間会計期間
(2025年5月31日)

負債の部	
流動負債	
1年内返済予定の長期借入金	6,684
未払金	101,495
未払費用	10,402
未払法人税等	90
契約負債	13,021
預り金	15,808
賞与引当金	6,979
その他	17,154
流動負債合計	171,636
固定負債	
長期借入金	24,119
資産除去債務	314
固定負債合計	24,433
負債合計	196,070
純資産の部	
株主資本	
資本金	61,000
資本剰余金	11,000
利益剰余金	142,696
株主資本合計	214,696
新株予約権	27
純資産合計	214,723
負債純資産合計	410,793

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年12月 1 日 至 2023年11月30日)	当事業年度 (自 2023年12月 1 日 至 2024年11月30日)
営業収益	※1 333,842	※1 598,639
営業費用	※2, ※3 294,445	※2, ※3 550,218
営業利益	39,397	48,420
営業外収益		
受取利息	1	21
償却債権取立益	241	-
受取補償金	221	-
助成金収入	-	2,668
その他	22	6
営業外収益合計	486	2,696
営業外費用		
支払利息	785	1,053
その他	0	0
営業外費用合計	785	1,053
経常利益	39,098	50,062
税引前当期純利益	39,098	50,062
法人税、住民税及び事業税	180	180
法人税等調整額	△7,268	△14,848
法人税等合計	△7,088	△14,668
当期純利益	46,187	64,731

【中間損益計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2024年12月 1 日 至 2025年 5 月31日)	
営業収益	697,395
営業費用	※ 626,955
営業利益	70,440
営業外収益	
受取利息	73
助成金収入	41,364
その他	1
営業外収益合計	41,439
営業外費用	
支払利息	589
支払手数料	1,300
営業外費用合計	1,889
経常利益	109,991
税引前中間純利益	109,991
法人税等	△1,057
中間純利益	111,048

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年12月 1 日 至 2023年11月30日)

(単位：千円)

	株主資本						新株予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
				繰越 利益剰余金				
当期首残高	50,000	-	-	△79,271	△79,271	△29,271	22,027	△7,243
当期変動額								
当期純利益				46,187	46,187	46,187		46,187
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							-	-
当期変動額合計	-	-	-	46,187	46,187	46,187	-	46,187
当期末残高	50,000	-	-	△33,083	△33,083	16,916	22,027	38,943

当事業年度(自 2023年12月 1 日 至 2024年11月30日)

(単位：千円)

	株主資本						新株予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
				繰越 利益剰余金				
当期首残高	50,000	-	-	△33,083	△33,083	16,916	22,027	38,943
当期変動額								
新株の発行（新株予約 権の行使）	11,000	11,000	11,000			22,000		22,000
当期純利益				64,731	64,731	64,731		64,731
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							△22,000	△22,000
当期変動額合計	11,000	11,000	11,000	64,731	64,731	86,731	△22,000	64,731
当期末残高	61,000	11,000	11,000	31,647	31,647	103,647	27	103,674

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年12月 1 日 至 2023年11月30日)	当事業年度 (自 2023年12月 1 日 至 2024年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	39,098	50,062
減価償却費	251	549
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	-	184
賞与引当金の増減額 (△は減少)	2,279	2,990
受取利息	△1	△21
支払利息	785	1,053
助成金収入	-	△2,668
売上債権の増減額 (△は増加)	△15,413	△44,534
貯蔵品の増減額 (△は増加)	△8,904	△11,209
前払費用の増減額 (△は増加)	△2,260	△3,969
長期前払費用の増減額 (△は増加)	△2,380	2,345
未払金の増減額 (△は減少)	1,208	40,772
未払費用の増減額 (△は減少)	4,394	9,058
未払消費税等の増減額 (△は減少)	2,676	1,229
契約負債の増減額 (△は減少)	△1,375	832
預り金の増減額 (△は減少)	△251	△4,207
その他	121	△253
小計	20,229	42,213
利息の受取額	1	21
利息の支払額	△785	△979
助成金の受取額	-	2,668
法人税等の支払額	△180	△183
営業活動によるキャッシュ・フロー	19,265	43,741
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△2,315	-
敷金及び保証金の差入による支出	-	△165
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,315	△165
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△6,684	△6,231
新株予約権の行使による株式の発行による収入	-	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△6,684	△6,230
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	10,265	37,345
現金及び現金同等物の期首残高	105,001	115,267
現金及び現金同等物の期末残高	※1 115,267	※1 152,612

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2024年12月 1 日 至 2025年 5 月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	109,991
減価償却費	291
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	172
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,709
受取利息	△73
支払利息	589
支払手数料	1,300
助成金収入	△41,364
売上債権の増減額 (△は増加)	△72,907
貯蔵品の増減額 (△は増加)	1,266
前払費用の増減額 (△は増加)	3,108
長期前払費用の増減額 (△は増加)	35
未払金の増減額 (△は減少)	34,572
未払費用の増減額 (△は減少)	△1,123
未払消費税等の増減額 (△は減少)	7,672
契約負債の増減額 (△は減少)	2,109
預り金の増減額 (△は減少)	7,502
その他	468
小計	55,318
利息の受取額	73
利息の支払額	△630
助成金の受取額	41,364
法人税等の支払額	△191
営業活動によるキャッシュ・フロー	95,934
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△499
投資活動によるキャッシュ・フロー	△499
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△43,342
財務活動によるキャッシュ・フロー	△43,342
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	52,092
現金及び現金同等物の期首残高	152,612
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 204,705

【注記事項】

（重要な会計方針）

前事業年度（自 2022年12月 1 日 至 2023年11月30日）

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	6 年
工具、器具及び備品	4 年

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①CtoBマッチングサービス

CtoBマッチングサービスにおいては、ユーザーと買取店である顧客を繋ぐマッチングサービス「ウリドキ」を運営しており、主に顧客へのユーザーの送客及び顧客とユーザーの買取マッチングを行っております。顧客との契約上、ユーザーの送客を行うことにより当社の履行義務が充足されるものについては、当該送客を行った時点で収益を認識しており、また、買取マッチングを行うことにより当社の履行義務が充足されるものについては、当該買取マッチングを行った時点で収益を認識しております。

②メディアサービス

メディアサービスにおいては、リユースに特化した記事を配信するWEBメディア「ウリドキプラス」の運営及び買取店である顧客に対する問い合わせの獲得サービスを行っております。「ウリドキプラス」では、主に配信記事への顧客情報の掲載を行っており、顧客との契約上、配信記事に顧客情報を掲載することによりその期間を通じて履行義務が充足されるものについては、当該期間により収益を認識しており、また、顧客との契約上、配信記事がウェブサイト閲覧者のブラウザに表示された時点で履行義務が充足されるものについては、当該時点で収益を認識しております。問い合わせの獲得サービスでは、買取に関する問い合わせを顧客に対して転送することにより当社の履行義務が充足されるものについては、当該転送の時点で収益を認識しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

当事業年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	6年
工具、器具及び備品	4年

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①CtoBマッチングサービス

CtoBマッチングサービスにおいては、ユーザーと買取店である顧客を繋ぐマッチングサービス「ウリドキ」を運営しており、主に顧客へのユーザーの送客及び顧客とユーザーの買取マッチングを行っております。顧客との契約上、ユーザーの送客を行うことにより当社の履行義務が充足されるものについては、当該送客を行った時点で収益を認識しており、また、買取マッチングを行うことにより当社の履行義務が充足されるものについては、当該買取マッチングを行った時点で収益を認識しております。

②メディアサービス

メディアサービスにおいては、リユースに特化した記事を配信するWEBメディア「ウリドキプラス」の運営及び買取店である顧客に対する問い合わせの獲得サービスを行っております。「ウリドキプラス」では、主に配信記事への顧客情報の掲載を行っており、顧客との契約上、配信記事に顧客情報を掲載することによりその期間を通じて履行義務が充足されるものについては、当該期間により収益を認識しており、また、顧客との契約上、配信記事がウェブサイト閲覧者のブラウザに表示された時点で履行義務が充足されるものについては、当該時点で収益を認識しております。問い合わせの獲得サービスでは、買取に関する問い合わせを顧客に対して転送することにより当社の履行義務が充足されるものについては、当該転送の時点で収益を認識しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)

1. 棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

貯蔵品	15,050
-----	--------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、棚卸資産の貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によって評価しております。

棚卸資産の評価における主要な仮定は、販売可能価額であります。

当事業年度末時点で入手可能な情報に基づいた最善の見積りであるものの、主要な仮定は、経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

繰延税金資産	7,268
--------	-------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、将来減算一時差異等に対して、将来の課税所得を見積り、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。将来の課税所得の見積りは事業計画を基礎としており、回収可能性があると判断した見積可能期間で算定した結果、回収が見込まれないと判断した繰延税金資産については、評価性引当額として取り崩しております。

将来の課税所得の見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、査定依頼数や問い合わせ獲得件数の成長率等であります。

当事業年度末時点で入手可能な情報に基づいた最善の見積りであるものの、主要な仮定は、経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、査定依頼数や問い合わせ獲得件数の成長率等に重要な影響が及ぶ場合には、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

当事業年度（自 2023年12月 1 日 至 2024年11月30日）

1. 棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

貯蔵品	26,259
-----	--------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、棚卸資産の貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によって評価しております。

棚卸資産の評価における主要な仮定は、販売可能価額であります。

当事業年度末時点で入手可能な情報に基づいた最善の見積りであるものの、主要な仮定は、経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

繰延税金資産	22,117
--------	--------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、将来減算一時差異等に対して、将来の課税所得を見積り、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。将来の課税所得の見積りは事業計画を基礎としており、回収可能性があると判断した見積可能期間で算定した結果、回収が見込まれないと判断した繰延税金資産については、評価性引当額として取り崩しております。

将来の課税所得の見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、査定依頼数や問い合わせ獲得件数の成長率等であります。

当事業年度末時点で入手可能な情報に基づいた最善の見積りであるものの、主要な仮定は、経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、査定依頼数や問い合わせ獲得件数の成長率等に重要な影響が及ぶ場合には、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

前事業年度（自 2022年12月 1 日 至 2023年11月30日）

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、財務諸表に与える影響はありません。

当事業年度（自 2023年12月 1 日 至 2024年11月30日）

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

前事業年度 (自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年11月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年11月30日)	当事業年度 (2024年11月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	775 千円	1,219 千円

(損益計算書関係)

※ 1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係） 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※ 2 期末棚卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が営業費用に含まれております。

	前事業年度 (自 2022年12月 1 日 至 2023年11月30日)	当事業年度 (自 2023年12月 1 日 至 2024年11月30日)
	4,831 千円	2,702 千円

※ 3 営業費用のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年12月 1 日 至 2023年11月30日)	当事業年度 (自 2023年12月 1 日 至 2024年11月30日)
役員報酬	26,643 千円	57,822 千円
給料及び手当	41,591 "	50,076 "
外注費	35,160 "	61,679 "
広告宣伝費	79,046 "	208,071 "
賞与引当金繰入額	2,279 "	5,270 "
減価償却費	251 "	549 "
貸倒引当金繰入額	- "	184 "

おおよその割合

販売費	34.4%	42.5%
一般管理費	65.6 "	57.5 "

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
普通株式	167,611	—	—	167,611
A種優先株式	34,843	—	—	34,843
合計	202,454	—	—	202,454

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストックオプションとしての第3回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストックオプションとしての第4回新株予約権	—	—	—	—	—	16
ストックオプションとしての第5回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストックオプションとしての第6回新株予約権	—	—	—	—	—	11
ストックオプションとしての第7回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストックオプションとしての第8回新株予約権	—	—	—	—	—	—
第1回J-KISS型新株予約権	普通株式	3,623	—	—	3,623	22,000
合計		3,623	—	—	3,623	22,027

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. 第7回、第8回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年12月 1 日 至 2024年11月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当事業年度末 (株)
普通株式(注)	167, 611	3, 623	—	171, 234
A種優先株式	34, 843	—	—	34, 843
合計	202, 454	3, 623	—	206, 077

(注) 第1回J-KISS型新株予約権の行使により、3,623株増加しております。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストックオプションとしての第3回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストックオプションとしての第4回新株予約権	—	—	—	—	—	16
ストックオプションとしての第5回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストックオプションとしての第6回新株予約権	—	—	—	—	—	11
ストックオプションとしての第7回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストックオプションとしての第8回新株予約権	—	—	—	—	—	—
第1回J-KISS型新株予約権	普通株式	3, 623	—	3, 623	—	—
ストックオプションとしての第9回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストックオプションとしての第10回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストックオプションとしての第11回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストックオプションとしての第12回新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		3, 623	—	3, 623	—	27

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. 目的となる株式の数の変動事由の概要

第1回J-KISS型新株予約権の減少は、新株予約権の行使によるものであります。

3. 第7回～第12回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年12月 1 日 至 2023年11月30日)	当事業年度 (自 2023年12月 1 日 至 2024年11月30日)
現金及び預金	115, 267 千円	152, 612 千円
現金及び現金同等物	115, 267 千円	152, 612 千円

(金融商品関係)

前事業年度(自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、販売管理規程及び与信管理規程に従い、営業債権について、経営管理部の担当者が取引先ごとに残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

② 市場リスクの管理

当社の借入金は、営業取引及び設備投資に係る資金調達であり、支払金利の変動リスクに晒されておりますが、当該リスクに対しては金利を固定化することによりリスク回避を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経営管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち61.4%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」「売掛金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	80,376	79,662	△713
負債計	80,376	79,662	△713

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	115,267	—	—	—
売掛金	33,335	—	—	—
合計	148,602	—	—	—

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	6,231	46,684	7,137	6,684	6,684	6,956
合計	6,231	46,684	7,137	6,684	6,684	6,956

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	—	79,662	—	79,662
負債計	—	79,662	—	79,662

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、販売管理規程及び与信管理規程に従い、営業債権について、経営管理部の担当者が取引先ごとに残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

② 市場リスクの管理

当社の借入金は、営業取引及び設備投資に係る資金調達であり、支払金利の変動リスクに晒されておりますが、当該リスクに対しては金利を固定化することによりリスク回避を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経営管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち70.8%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」「売掛金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	74,145	73,354	△790
負債計	74,145	73,354	△790

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	152,612	—	—	—
売掛金	77,870	—	—	—
合計	230,482	—	—	—

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	46,684	7,137	6,684	6,684	4,724	2,232
合計	46,684	7,137	6,684	6,684	4,724	2,232

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	—	73,354	—	73,354
負債計	—	73,354	—	73,354

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2017年1月27日	2019年11月22日
付与対象者の区分及び人数(注) 1	当社従業員3名	当社取締役1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 2	普通株式 12,000株	普通株式 163,000株
付与日	2017年1月27日	2019年11月23日
権利確定条件	・当社及び当社の子会社の取締役及び監査役若しくは従業員であること。 ・新株予約権の割り当てを受けた者が死亡した場合、相続人は新株予約権を相続できないものとする。 ・新株予約権の割当を受けた者に法令又は当社若しくは当社の子会社の内部規律に違反する行為があった場合、又は新株予約権の割当を受けた者が当社若しくは当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、監査役、従業員、顧問又はコンサルタントになった場合等、本新株予約権の発行の目的上、新株予約権の割当を受けた者に新株予約権を行使させることが相当でないと当社が判断する事由が生じた場合には、新株予約権を行使できないものとする。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2019年1月27日～2027年1月26日	2020年3月1日～2027年2月28日

	第 5 回新株予約権	第 6 回新株予約権
決議年月日	2019年11月22日	2022年 2 月25日
付与対象者の区分及び人数（注） 1	当社従業員18名	当社取締役 1 名
株式の種類別のストック・オプションの数（注） 2	普通株式 9,400株	普通株式 38,000株
付与日	2019年11月23日	2022年 3 月31日
権利確定条件	・当社及び当社の子会社の取締役及び監査役若しくは従業員であること。 ・新株予約権の割り当てを受けた者が死亡した場合、相続人は新株予約権を相続できないものとする。 ・新株予約権の割当を受けた者に法令又は当社若しくは当社の子会社の内部規律に違反する行為があった場合、又は新株予約権の割当を受けた者が当社若しくは当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、監査役、従業員、顧問又はコンサルタントになった場合等、本新株予約権の発行の目的上、新株予約権の割当を受けた者に新株予約権を行使させることが相当でないと当社が判断する事由が生じた場合には、新株予約権を行使できないものとする。	「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2021年11月23日～2029年11月22日	2022年 4 月 1 日～2029年 3 月31日

	第 7 回新株予約権	第 8 回新株予約権
決議年月日	2023年11月24日	2023年11月24日
付与対象者の区分及び人数（注） 1	当社従業員 9 名	当社取締役 1 名
株式の種類別のストック・オプションの数（注） 2	普通株式 19,740株	普通株式 51,000株
付与日	2023年11月30日	2023年11月30日
権利確定条件	「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2025年11月25日～2033年11月24日	2025年11月25日～2033年11月24日

（注） 1．付与対象者の区分及び人数は、新株予約権の当初発行時における内容を記載しております。

2．2025年 7 月15日付で実施しました株式分割（普通株式 1 株につき10株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2023年11月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2025年6月27日開催の取締役会決議により、2025年7月15日付で普通株式1株につき、普通株式10株の割合で株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

① ストック・オプションの数

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2017年1月27日	2019年11月22日
権利確定前(株)		
前事業年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後(株)		
前事業年度末	4,000	163,000
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	4,000	163,000

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2019年11月22日	2022年2月25日
権利確定前(株)		
前事業年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後(株)		
前事業年度末	200	38,000
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	200	38,000

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
決議年月日	2023年11月24日	2023年11月24日
権利確定前(株)		
前事業年度末	—	—
付与	19,740	51,000
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	19,740	51,000
権利確定後(株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2017年1月27日	2019年11月22日
権利行使価格(円)	370	560
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2019年11月22日	2022年2月25日
権利行使価格(円)	560	560
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
決議年月日	2023年11月24日	2023年11月24日
権利行使価格(円)	560	560
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）等によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	760千円
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	— 千円

当事業年度(自 2023年12月 1 日 至 2024年11月30日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2017年 1 月27日	2019年11月22日
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社従業員 3 名	当社取締役 1 名
株式の種類別のStock・オプションの数 (注) 2	普通株式 12,000株	普通株式 163,000株
付与日	2017年 1 月27日	2019年11月23日
権利確定条件	・当社及び当社の子会社の取締役及び監査役若しくは従業員であること。 ・新株予約権の割り当てを受けた者が死亡した場合、相続人は新株予約権を相続できないものとする。 ・新株予約権の割当を受けた者に法令又は当社若しくは当社の子会社の内部規律に違反する行為があった場合、又は新株予約権の割当を受けた者が当社若しくは当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、監査役、従業員、顧問又はコンサルタントになった場合等、本新株予約権の発行の目的上、新株予約権の割当を受けた者に新株予約権を行使させることが相当でないと当社が判断する事由が生じた場合には、新株予約権を行使できないものとする。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2019年 1 月27日～2027年 1 月26日	2020年 3 月 1 日～2027年 2 月28日

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2019年11月22日	2022年2月25日
付与対象者の区分及び人数（注）1	当社従業員18名	当社取締役1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）2	普通株式 9,400株	普通株式 38,000株
付与日	2019年11月23日	2022年3月31日
権利確定条件	・当社及び当社の子会社の取締役及び監査役若しくは従業員であること。 ・新株予約権の割り当てを受けた者が死亡した場合、相続人は新株予約権を相続できないものとする。 ・新株予約権の割当を受けた者に法令又は当社若しくは当社の子会社の内部規律に違反する行為があった場合、又は新株予約権の割当を受けた者が当社若しくは当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、監査役、従業員、顧問又はコンサルタントになった場合等、本新株予約権の発行の目的上、新株予約権の割当を受けた者に新株予約権を行使させることが相当でないと当社が判断する事由が生じた場合には、新株予約権を行使できないものとする。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2021年11月23日～2029年11月22日	2022年4月1日～2029年3月31日

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
決議年月日	2023年11月24日	2023年11月24日
付与対象者の区分及び人数（注）1	当社従業員9名	当社取締役1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）2	普通株式 14,040株	普通株式 51,000株
付与日	2023年11月30日	2023年11月30日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2025年11月25日～2033年11月24日	2025年11月25日～2033年11月24日

	第9回新株予約権	第10回新株予約権
決議年月日	2024年5月24日	2024年5月24日
付与対象者の区分及び人数（注）1	当社従業員3名	当社取締役2名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）2	普通株式 3,600株	普通株式 48,000株
付与日	2024年5月31日	2024年5月31日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2026年5月25日～2034年5月24日	2026年5月25日～2034年5月24日

	第11回新株予約権	第12回新株予約権
決議年月日	2024年11月22日	2024年11月22日
付与対象者の区分及び人数（注） 1	当社従業員 8 名	当社従業員 1 名 （注） 3
株式の種類別のストック・オプションの数（注） 2	普通株式 10,800株	普通株式 24,000株
付与日	2024年11月30日	2024年11月30日
権利確定条件	「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2026年11月23日～2034年11月22日	2026年11月23日～2034年11月22日

（注） 1. 付与対象者の区分及び人数は、新株予約権の当初発行時における内容を記載しております。

2. 2025年 7 月15日付で実施しました株式分割（普通株式 1 株につき10株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. 当該従業員は2025年 3 月に取締役役に就任しております。

（2）ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2024年11月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2025年 6 月27日開催の取締役会決議により、2025年 7 月15日付で普通株式 1 株につき、普通株式10株の割合で株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

① スtock・オプションの数

	第 3 回新株予約権	第 4 回新株予約権
決議年月日	2017年 1 月27日	2019年11月22日
権利確定前(株)		
前事業年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後(株)		
前事業年度末	4,000	163,000
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	4,000	—
未行使残	—	163,000

	第 5 回新株予約権	第 6 回新株予約権
決議年月日	2019年11月22日	2022年 2 月25日
権利確定前(株)		
前事業年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後(株)		
前事業年度末	200	38,000
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	200	—
未行使残	—	38,000

	第 7 回新株予約権	第 8 回新株予約権
決議年月日	2023年11月24日	2023年11月24日
権利確定前(株)		
前事業年度末	19,740	51,000
付与	—	—
失効	5,700	—
権利確定	—	—
未確定残	14,040	51,000
権利確定後(株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

	第 9 回新株予約権	第10回新株予約権
決議年月日	2024年 5 月24日	2024年 5 月24日
権利確定前(株)		
前事業年度末	—	—
付与	3,600	48,000
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	3,600	48,000
権利確定後(株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

	第11回新株予約権	第12回新株予約権
決議年月日	2024年11月22日	2024年11月22日
権利確定前(株)		
前事業年度末	—	—
付与	10,800	24,000
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	10,800	24,000
権利確定後(株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	第 3 回新株予約権	第 4 回新株予約権
決議年月日	2017年 1 月27日	2019年11月22日
権利行使価格(円)	370	560
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

	第 5 回新株予約権	第 6 回新株予約権
決議年月日	2019年11月22日	2022年 2 月25日
権利行使価格(円)	560	560
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

	第 7 回新株予約権	第 8 回新株予約権
決議年月日	2023年11月24日	2023年11月24日
権利行使価格(円)	560	560
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

	第 9 回新株予約権	第10回新株予約権
決議年月日	2024年 5 月24日	2024年 5 月24日
権利行使価格(円)	560	560
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

	第11回新株予約権	第12回新株予約権
決議年月日	2024年11月22日	2024年11月22日
権利行使価格(円)	560	560
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、Stock・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）等によっております。

4. Stock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. Stock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	— 千円
当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	— 千円

(税効果会計関係)

前事業年度(自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	12,125 千円
賞与引当金	788 "
資産除去債務	108 "
棚卸資産評価損	1,671 "
税務上の繰越欠損金(注2)	110,214 "
その他	1,162 "
繰延税金資産小計	126,070 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	△109,721 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△8,973 "
評価性引当額小計(注1)	△118,694 "
繰延税金資産合計	7,375 千円
繰延税金負債	
資産除去債務	△106 千円
その他	△0 "
繰延税金負債合計	△106 千円
繰延税金資産純額	7,268 千円

(注) 1. 評価性引当額の変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の減少であります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	—	1,420	14,777	12,512	—	81,504	110,214 千円
評価性引当額	—	△926	△14,777	△12,512	—	△81,504	△109,721 "
繰延税金資産	—	493	—	—	—	—	(b)493 "

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金110,214千円(法定実効税率を乗じた額)の一部について、繰延税金資産493千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.6 %
(調整)	
住民税均等割	0.5 %
繰越欠損金の利用	△52.7 %
評価性引当額の増減	△1.2 %
その他	0.7 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△18.1 %

当事業年度(自 2023年12月 1 日 至 2024年11月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	7,898 千円
賞与引当金	1,613 "
貸倒引当金	56 "
資産除去債務	96 "
棚卸資産評価損	827 "
税務上の繰越欠損金(注2)	83,756 "
その他	2,137 "
繰延税金資産小計	96,385 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	△69,238 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△4,951 "
評価性引当額小計(注1)	△74,189 "
繰延税金資産合計	22,195 千円
繰延税金負債	
資産除去債務	△78 千円
繰延税金負債合計	△78 千円
繰延税金資産純額	22,117 千円

(注) 1. 評価性引当額の変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の減少であります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	—	517	11,077	—	28,396	43,764	83,756 千円
評価性引当額	—	—	—	—	△25,473	△43,764	△69,238 "
繰延税金資産	—	517	11,077	—	2,923	—	(b)14,518 "

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金83,756千円(法定実効税率を乗じた額)の一部について、繰延税金資産14,518千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.6 %
(調整)	
住民税均等割	0.4 %
税率変更による影響	5.7 %
繰越欠損金の利用	△31.2 %
評価性引当額の増減	△38.5 %
その他	△0.3 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△29.3 %

(資産除去債務関係)

前事業年度(2023年11月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(2024年11月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

前事業年度(自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社はプラットフォーム事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)
CtoBコマースサービス	80,219
メディアサービス	253,622
顧客との契約から生じる収益	333,842

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	17,922	33,335
契約負債	11,455	10,079

契約負債は、サービスの提供前に顧客から受け取った前受金であります。当事業年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は11,455千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

当事業年度（自 2023年12月 1 日 至 2024年11月30日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社はプラットフォーム事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2023年12月 1 日 至 2024年11月30日)
CtoBコマースサービス	248, 156
メディアサービス	350, 482
顧客との契約から生じる収益	598, 639

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	33, 335	77, 870
契約負債	10, 079	10, 912

契約負債は、サービスの提供前に顧客から受け取った前受金であります。当事業年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は10, 079千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)

当社の事業セグメントは、プラットフォーム事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

当社の事業セグメントは、プラットフォーム事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

「(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
株式会社エンパワー	74,336
株式会社いーふらん	54,651

(注) 当社は、単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

当事業年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

「(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位: 千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
株式会社エンパワー	272,804
株式会社イーふらん	74,915

(注) 当社は、単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2022年12月 1 日 至 2023年11月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年12月 1 日 至 2024年11月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年12月 1 日 至 2023年11月30日)	当事業年度 (自 2023年12月 1 日 至 2024年11月30日)
1株当たり純資産額	△106.32円	△53.42円
1株当たり当期純利益	22.81円	31.71円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
2. 当社は、2025年7月15日付で普通株式1株につき普通株式10株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2022年12月 1 日 至 2023年11月30日)	当事業年度 (自 2023年12月 1 日 至 2024年11月30日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	46,187	64,731
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	46,187	64,731
普通株式の期中平均株式数(株) (うちA種優先株式(株))	2,024,540 (348,430)	2,041,670 (348,430)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第3回新株予約権 普通株式 4,000株 第4回新株予約権 普通株式 163,000株 第5回新株予約権 普通株式 200株 第6回新株予約権 普通株式 38,000株 第7回新株予約権 普通株式 19,740株 第8回新株予約権 普通株式 51,000株	第4回新株予約権 普通株式 163,000株 第6回新株予約権 普通株式 38,000株 第7回新株予約権 普通株式 14,040株 第8回新株予約権 普通株式 51,000株 第9回新株予約権 普通株式 3,600株 第10回新株予約権 普通株式 48,000株 第11回新株予約権 普通株式 10,800株 第12回新株予約権 普通株式 24,000株

- (注) A種優先株式は転換仮定方式に準じて算定された株式数を、普通株式の期中平均株式数に加えて、1株当たり当期純利益を算定しております。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度末 (2023年11月30日)	当事業年度末 (2024年11月30日)
純資産の部の合計額(千円)	38,943	103,674
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	217,148	195,148
(うち新株予約権(千円))	(22,027)	(27)
(うちA種優先株式(千円))	(195,120)	(195,120)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	△178,204	△91,473
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	1,676,110	1,712,340

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

(優先株式の取得及び消却)

当社は、2025年6月11日開催の臨時取締役会において、A種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年6月26日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、同日付ですべてのA種優先株式について、会社法第178条の規定に基づき、消却しております。なお、当社は、2025年6月27日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

(1) 取得及び消却した株式数

A種優先株式 34,843株

(2) 交換により交付した普通株式数

34,843株

(3) 交換後の発行済普通株式数

206,077株

(発行可能株式総数の変更及び単元株制度の採用)

当社は、2025年6月27日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部を変更し、発行可能株式総数の変更及び単元株制度の採用を行っております。

(1) 発行可能株式総数の変更

1,034,843株から210,843株減少し、当社の発行可能株式総数は824,000株となります。

(2) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

(株式分割)

当社は、2025年6月27日開催の取締役会決議に基づき、2025年7月15日付で株式分割を行っております。

当該株式分割の内容は次のとおりであります。

(1) 株式分割の目的

株式を分割し、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家がより投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性を向上させることで、投資家層の更なる拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2025年7月14日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき10株の割合をもって分割しております。

② 分割により増加した株式数

株式分割前の発行済株式総数	206,077 株
今回の分割により増加する株式数	1,854,693 株
株式分割後の発行済株式総数	2,060,770 株
株式分割後の発行可能株式総数	8,240,000 株

③ 株式分割の日程

基準日公告日	2025年6月27日
基準日	2025年7月14日
効力発生日	2025年7月15日

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響は、（1株当たり情報）に反映させております。

【注記事項】

(中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間損益計算書関係)

※ 営業費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2024年12月 1 日 至 2025年 5 月31日)	
広告宣伝費	383,691	千円
賞与引当金繰入額	6,686	千円
貸倒引当金繰入額	172	千円

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2024年12月 1 日 至 2025年 5 月31日)	
現金及び預金	204,705	千円
現金及び現金同等物	204,705	千円

(株主資本等関係)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2024年12月1日 至 2025年5月31日)
CtoBマッチングサービス	336,944
メディアサービス	360,451
顧客との契約から生じる収益	697,395

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 2024年12月1日 至 2025年5月31日)
1株当たり中間純利益	53円89銭
(算定上の基礎)	
中間純利益(千円)	111,048
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	111,048
普通株式の期中平均株式数(株) (うちA種優先株式(株))	2,060,770 (348,430)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年 度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 当社は、2025年7月15日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。2025年11月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり中間純利益を算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
3. 当社は、2025年6月11日開催の取締役会の普通決議により、2025年6月26日付でA種優先株式のすべてについて、定款に定める取得条項に基づき取得し、その対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式のすべてについて、会社法第178条に基づき同日付で消却しております。なお、当社は、2025年6月27日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

(重要な後発事象)

(優先株式の取得及び消却)

当社は、2025年6月11日開催の臨時取締役会において、A種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年6月26日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、同日付ですべてのA種優先株式について、会社法第178条の規定に基づき、消却しております。なお、当社は、2025年6月27日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

(1) 取得及び消却した株式数

A種優先株式 34,843株

(2) 交換により交付した普通株式数

34,843株

(3) 交換後の発行済普通株式数

206,077株

(発行可能株式総数の変更及び単元株制度の採用)

当社は、2025年6月27日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部を変更し、発行可能株式総数の変更及び単元株制度の採用を行っております。

(1) 発行可能株式総数の変更

1,034,843株から210,843株減少し、当社の発行可能株式総数は824,000株となります。

(2) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

(株式分割)

当社は、2025年6月27日開催の取締役会決議に基づき、2025年7月15日付で株式分割を行っております。

当該株式分割の内容は次のとおりであります。

(1) 株式分割の目的

株式を分割し、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家がより投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性を向上させることで、投資家層の更なる拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2025年7月14日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき10株の割合をもって分割しております。

② 分割により増加した株式数

株式分割前の発行済株式総数	206,077 株
今回の分割により増加する株式数	1,854,693 株
株式分割後の発行済株式総数	2,060,770 株
株式分割後の発行可能株式総数	8,240,000 株

③ 株式分割の日程

基準日公告日	2025年6月27日
基準日	2025年7月14日
効力発生日	2025年7月15日

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響は、(1株当たり情報)に反映させております。

⑤ 【附属明細表】（2024年11月30日現在）

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資產等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物附属設備	1,914	-	-	1,914	346	319	1,567
工具、器具及び備品	967	118	-	1,086	873	229	213
有形固定資産計	2,881	118	-	3,000	1,219	549	1,781
長期前払費用	2,380	-	2,345	35	-	-	35

(注) 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

工具、器具及び備品

スマートフォン

118千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	6,231	46,684	1.10	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	74,145	27,461	1.77	2025年12月31日～ 2030年6月30日
合計	80,376	74,145	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	7,137	6,684	6,684	4,724

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	—	184	—	—	184
賞与引当金	2,279	5,270	2,279	—	5,270

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(2024年11月30日現在)

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	152,612
合計	152,612

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社エンパワー	43,048
株式会社イーふらん	12,046
株式会社BuySell Technologies	5,942
株式会社FavorJapan	3,258
株式会社ファイブニーズ	1,187
その他	12,386
合計	77,870

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期貸倒高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(E)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
33,335	357,793	313,022	236	77,870	80.0	56.9

③ 貯蔵品

区分	金額(千円)
販促用品 他	26,259
合計	26,259

④ 固定資産

繰延税金資産

繰延税金資産は、22,117千円であり、その内容については、「1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 (税効果会計関係)」に記載しております。

⑤ 未払金

相手先	金額(千円)
グーグル合同会社	26,787
LINEヤフー株式会社	8,833
株式会社LADDER	3,548
株式会社エルテス	3,410
ウェブコル株式会社	1,595
その他	21,568
合計	65,741

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	12月1日から翌年11月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	11月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	5月31日、11月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 (注)1
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://uridoki.co.jp/news/
株主に対する特典	なし

- (注) 1. 当社株式は、株式会社名古屋証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定であります。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式は名古屋証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託にかかる手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第三部 【特別情報】

第 1 【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は連動子会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2022年 12月1日	アコード・ベンチャーズ1号投資事業有限責任組合無限責任組合員 (株)アコード・ベンチャーズ代表取締役 石丸 文彦	東京都港区西麻布一丁目8番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	アコード・ベンチャーズ1号CF投資事業有限責任組合無限責任組合員 (株)アコード・ベンチャーズ代表取締役 石丸 文彦	東京都港区西麻布一丁目8番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 54,060	(注) 4	所有者の事情による譲渡(注) 5
2024年 2月29日	三菱UFJキャピタル5号投資事業有限責任組合無限責任組合社員 三菱UFJキャピタル(株)代表取締役社長 小島 拓朗	東京都中央区日本橋二丁目3番4号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	木暮 康雄	東京都港区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	普通株式 27,020	2,702 (0.1) (注) 6	所有者の事情による譲渡
2025年 6月26日	—	—	—	ディップ株式会社 代表取締役社長 兼 CEO 富田 英揮	東京都港区六本木三丁目2番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △98,220 普通株式 98,220	—	(注) 7
2025年 6月26日	—	—	—	TSVF1投資事業有限責任組合無限責任組合委員 SBIインベストメント株式会社 代表取締役 北尾 吉孝	東京都港区六本木一丁目6番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △89,290 普通株式 89,290	—	(注) 7
2025年 6月26日	—	—	—	株式会社エルテスキャピタル 代表取締役 菅原 貴弘	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △35,710 普通株式 35,710	—	(注) 7
2025年 6月26日	—	—	—	株式会社丸喜堂 代表取締役 中村 得郎	東京都新宿区新宿六丁目2番4号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △17,850 普通株式 17,850	—	(注) 7
2025年 6月26日	—	—	—	株式会社ラサ 代表取締役 小山 大樹	東京都新宿区高田馬場一丁目33番13号千年ビル	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △12,500 普通株式 12,500	—	(注) 7

- (注) 1. 当社は、名古屋証券取引所ネクスト市場への上場を予定しておりますが、株式会社名古屋証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第276条の規定に基づき、特別利害関係者等（従業員持株会を除く。以下1において同じ）が、基準事業年度（「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。）の末日から起算して2年前の日（2022年12月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第237条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載するものとするとしてされております。
2. 当社は、同施行規則第277条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容に

ついでに記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとしております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

(1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員

(2) 当社の大株主上位10名

(3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員

(4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社

4. 移動前所有者が保有していた資産を全てまとめて移動後所有者に移動したため、個別資産の移動価格や単価は設定されておられません。

5. 移動前所有者の投資事業有限責任組合の満期に伴い移動が生じたものであります。

6. 三菱UFJキャピタル5号投資事業有限責任組合が当社の同業他社へ出資していたことから利益相反の可能性が生じたため、三菱UFJキャピタル5号投資事業有限責任組合からの申し出に基づき、当社との出資関係を解消する運びとなった取引です。移動価格の設定にあたって当時参照可能であった当社の2022年11月期の財務諸表における純資産額がマイナス残高であったため、当事者間で協議の上、移動価格は1株当たり1円に決定しました。なお、本取引は当社の外部株主から事前承諾を受け入れております。

7. 定款に定める取得条項に基づき、2025年6月26日付で全てのA種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。

8. 当社は、2025年7月15日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③	新株予約権④
発行年月日	2023年11月30日	2023年11月30日	2024年5月31日	2024年5月31日
種類	第7回新株予約権 (ストック・オプション)	第8回新株予約権 (ストック・オプション)	第9回新株予約権 (ストック・オプション)	第10回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 19,740株	普通株式 51,000株	普通株式 3,600株	普通株式 48,000株
発行価格	1株につき 560円	1株につき 560円	1株につき 560円	1株につき 560円
資本組入額	280円	280円	280円	280円
発行価額の総額	11,054,400円	28,560,000円	2,016,000円	26,880,000円
資本組入額の総額	5,527,200円	14,280,000円	1,008,000円	13,440,000円
発行方法	2023年11月24日開催の臨時株主総会において、会社法第236条および第238条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。	2023年11月24日開催の臨時株主総会において、会社法第236条および第238条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。	2024年5月24日開催の臨時株主総会において、会社法第236条および第238条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。	2024年5月24日開催の臨時株主総会において、会社法第236条および第238条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—	(注) 2	(注) 2

項目	新株予約権⑤	新株予約権⑥
発行年月日	2024年11月30日	2024年11月30日
種類	第11回新株予約権 (ストック・オプション)	第12回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 10,800株	普通株式 24,000株
発行価格	1株につき 560円	1株につき 560円
資本組入額	280円	280円
発行価額の総額	6,048,000円	13,440,000円
資本組入額の総額	3,024,000円	6,720,000円
発行方法	2024年11月22日開催の臨時株主総会において、会社法第236条および第238条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。	2024年11月22日開催の臨時株主総会において、会社法第236条および第238条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2	(注) 2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社名古屋証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第278条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

- (2) 同取引所の定める同施行規則第282条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (4) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2024年11月30日であります。
2. 同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っています。
3. 行使時の払込金額は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法)及び行使価値方式により算出した株式評価額を総合的に勘案して、決定しております。
4. 2025年6月27日開催の臨時取締役会決議に基づき2025年7月15日付で普通株式1株を10株に分割しており、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」、および「行使時の払込金額」は、当該株式分割後の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」、および「行使時の払込金額」を記載しております。
5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。なお、2025年6月27日開催の臨時取締役会決議に基づき2025年7月15日付で普通株式1株を10株に分割しており、上記割当株数及び単価は株式分割後の割当株数及び単価で記載しております。
6. 新株予約権①については、退職等により従業員3名6,900株分の権利が、新株予約権③については、退職等により従業員1名1,200株分の権利が喪失しております。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③	新株予約権④
行使時の払込金額	1株につき 560円	1株につき 560円	1株につき 560円	1株につき 560円
行使期間	2025年11月25日から 2033年11月24日まで	2025年11月25日から 2033年11月24日まで	2026年5月25日から 2034年5月24日まで	2026年5月25日から 2034年5月24日まで
行使の条件	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上	同上	同上

	新株予約権⑤	新株予約権⑥
行使時の払込金額	1株につき 560円	1株につき 560円
行使期間	2026年11月23日から 2034年11月22日まで	2026年11月23日から 2034年11月22日まで
行使の条件	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上

2 【取得者の概況】

新株予約権①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
当社従業員 6 名	—	会社員	12,840	7,190,400 (560)	当社の従業員

- (注) 1. 退職等により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。
2. 2025年6月27日開催の臨時取締役会決議に基づき2025年7月15日付で普通株式1株を10株に分割しており、上記割当株数及び単価は株式分割後の割当株数及び単価で記載しております。

新株予約権②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
田中 祥太郎	—	会社役員	51,000	28,560,000 (560)	特別利害関係者等 (当社の取締役)

- (注) 2025年6月27日開催の臨時取締役会決議に基づき2025年7月15日付で普通株式1株を10株に分割しており、上記割当株数及び単価は株式分割後の割当株数及び単価で記載しております。

新株予約権③

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
当社従業員 2 名	—	会社員	2,400	1,344,000 (560)	当社の従業員

- (注) 1. 退職等により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。
2. 2025年6月27日開催の臨時取締役会決議に基づき2025年7月15日付で普通株式1株を10株に分割しており、上記割当株数及び単価は株式分割後の割当株数及び単価で記載しております。

新株予約権④

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
鈴木 祐太	—	会社役員	24,000	13,440,000 (560)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
三輪 衛	—	会社役員	24,000	13,440,000 (560)	特別利害関係者等 (当社の取締役)

- (注) 2025年6月27日開催の臨時取締役会決議に基づき2025年7月15日付で普通株式1株を10株に分割しており、上記割当株数及び単価は株式分割後の割当株数及び単価で記載しております。

新株予約権⑤

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
当社従業員 8 名	—	会社員	10,800	6,048,000 (560)	当社の従業員

- (注) 2025年6月27日開催の臨時取締役会決議に基づき2025年7月15日付で普通株式1株を10株に分割しており、上記割当株数及び単価は株式分割後の割当株数及び単価で記載しております。

新株予約権⑥

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
渡會 拓馬	—	会社員	24,000	13,440,000 (560)	当社の従業員 (注) 1

- (注) 1. 2025年3月1日付で当社の取締役に就任しております。
2. 2025年6月27日開催の臨時取締役会決議に基づき2025年7月15日付で普通株式1株を10株に分割しており、上記割当株数及び単価は株式分割後の割当株数及び単価で記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
木暮 康雄 (注) 1、2	東京都港区	706,240 (163,000)	29.29 (6.76)
パズー株式会社 (注) 1、3	東京都港区南青山3丁目1番36号	500,000	20.74
株式会社ニキティス (注) 1、3	埼玉県川口市上青木一丁目23番36-607号	192,500	7.98
田中 祥太郎 (注) 4	—	102,510 (89,000)	4.25 (3.69)
ディップ株式会社 (注) 1	東京都港区六本木三丁目2番1号	98,220	4.07
TSVF1 投資事業有限責任組合 (注) 1	東京都港区六本木一丁目6番1号	89,290	3.70
株式会社ラサ (注) 1	東京都新宿区高田馬場一丁目33番13号千年ビル	60,610	2.51
アコード・ベンチャーズ1号C F 投資事業有限責任組合 (注) 1	東京都港区西麻布一丁目8番7号	54,060	2.24
木暮 正彦 (注) 1、7	岩手県北上市	40,000	1.66
株式会社エルテスキャピタル (注) 1	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号	35,710	1.48
株式会社丸喜堂 (注) 1	東京都新宿区新宿六丁目2番4号	34,320	1.42
静岡キャピタル7号投資事業有限 責任組合	静岡県静岡市清水区草薙北2番1号	25,000	1.04
ひまわりG3号投資事業有限責任 組合	千葉県美浜区中瀬一丁目10番地2	25,000	1.04
江川 智之	東京都港区	25,000	1.04
鈴木 祐太 (注) 4	—	24,000 (24,000)	1.00 (1.00)
三輪 衛 (注) 4	—	24,000 (24,000)	1.00 (1.00)
渡會 拓馬 (注) 4	—	24,000 (24,000)	1.00 (1.00)
三浦 尚記	埼玉県越谷市	21,660	0.90
佐藤 奈緒	神奈川県横浜市港北区	20,610	0.85
IPP0有限責任事業組合3号	千葉県八千代市緑が丘一丁目2番10号	19,760	0.82
千葉 伸明	東京都港区	18,870	0.78
小林 隆英	東京都板橋区	18,000	0.75
株式会社アルテニカ	東京都品川区西五反田一丁目5番1号	17,860	0.74
高田 勝彦	東京都目黒区	17,860	0.74
井上 崇	東京都三鷹市	14,250	0.59
赤坂 優	東京都港区	12,500	0.52
Star harbor.asia.Pte. Ltd. (常任代理人 垣内伸也)	80 Robinson Road #10-01A, Singapore 068898 (神奈川県川崎市中原区)	12,500	0.52
谷 正行	神奈川県横浜市青葉区	12,500	0.52

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
堀江 直司	東京都目黒区	12,500	0.52
佐藤 卓也	東京都渋谷区	12,500	0.52
東晶貿易株式会社	東京都文京区湯島三丁目7番8号	12,000	0.50
－(注)6	－	10,820	0.45
オブティマ・ベンチャーズ株式 会社	愛媛県松山市桑原五丁目1番33号	9,000	0.37
鵜山 康宏	東京都渋谷区	9,000	0.37
RSM汐留パートナーズ株式会社	東京都港区東新橋一丁目5番2号	8,930	0.37
株式会社グルーオン	東京都千代田区永田町二丁目11番1号	8,930	0.37
正林 和子	東京都千代田区	8,930	0.37
前川 研吾	東京都江東区	8,110	0.34
若新 雄純	福井県福井市	8,110	0.34
－(注)6	－	4,020 (4,020)	0.17 (0.17)
株式会社JIKK	埼玉県桶川市南一丁目4番18-404号	4,000	0.17
－(注)6	－	4,000	0.17
赤堀 圭一	埼玉県越谷市	4,000	0.17
株式会社勝栄商事	東京都台東区東上野三丁目36番7号上野Mビル 5階	4,000	0.17
林 尚弘	東京都千代田区	2,710	0.11
鍋嶋 敬司	東京都目黒区	2,700	0.11
藤 勝行	兵庫県芦屋市	2,700	0.11
前田 英男	東京都渋谷区	2,500	0.10
株式会社マーベラスネット	東京都港区高輪三丁目11番8-2802号	2,500	0.10
－(注)6	－	2,400 (2,400)	0.10 (0.10)
当社従業員15名	－	19,620 (19,620)	0.81 (0.81)
計	－	2,410,810 (350,040)	100.00 (14.52)

- (注) 1. 特別利害関係者等(大株主上位10名)
2. 特別利害関係者等(当社の代表取締役)
3. 特別利害関係者等(役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社)
4. 特別利害関係者等(当社の取締役)
5. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
6. 当社の従業員又は元従業員
7. 特別利害関係者等(当社の代表取締役の二親等内の血族)
8. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

2025年 8 月 26 日

ウ リ ド キ 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

ESネクスト有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

加藤健一

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

笠原伸浩

監査意見

当監査法人は、株式会社名古屋証券取引所の「有価証券上場規程」第 216 条第 6 項の規定に基づき、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているウリドキ株式会社の 2022 年 12 月 1 日から 2023 年 11 月 30 日までの第 9 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ウリドキ株式会社の 2023 年 11 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する 監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年 8 月 26 日

ウ リ ド キ 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

ESネクスト有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

加藤 健一

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

笠原 伸浩

監査意見

当監査法人は、株式会社名古屋証券取引所の「有価証券上場規程」第 216 条第 6 項の規定に基づき、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているウリドキ株式会社の 2023 年 12 月 1 日から 2024 年 11 月 30 日までの第 10 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ウリドキ株式会社の 2024 年 11 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年8月26日

ウ リ ド キ 株 式 会 社
取締役会 御中

ESネクスト有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

加藤健一

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

佐原伸浩

監査人の結論

当監査法人は、株式会社名古屋証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられているウリドキ株式会社の2024年12月1日から2025年11月30日までの第11期事業年度の中間会計期間（2024年12月1日から2025年5月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ウリドキ株式会社の2025年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上